

社会環境の変化に対応した 取り組み



全国消防長会会長 白谷 祐二

全国の消防関係者の皆様には、日頃から消防行政にご協力を賜り、心から感謝を申し上げます。

さて、全国消防長会では、昨年（令和4年）の第55回総会で決議いたしました、「広域消防応援体制の充実と危機管理体制の強化」、「消防・救急無線のデジタル化等に対応した消防施設・設備の充実」、「地域メディカルコントロール体制のさらなる充実」、「違反是正体制の充実と的確なる対応」の4項目を重点とした消防行政を積極的かつ強力に推進しているところであります。

ここで、その取り組みの一端について申し述べたいと思います。

はじめに、「広域消防応援体制の充実と危機管理体制の強化」についてであります。

昨年（令和4年）の第156回通常国会において、消防組織法及び消防法の一部を改正する法律案が可決され、それまで要綱により運用されていた緊急消防援助隊が法定化されるとともに、消防庁長官からの出動指示や出動に伴う財政措置が定められました。

これを受け本会では、消防問題検討会において、緊急消防援助隊の運用方針等に関し検討を行い、その結果に基づいて総務省消防庁に対し、逐次提案を行ってまいりました。今後は、平成7年に本会において作成いたしました「大規模災害消防応援実施計画」の見直しを含め、広域消防応援体制の充実に取り組んでまいります。

次に、「消防・救急無線のデジタル化等に対応した消防施設・設備の充実」についてであります。

消防・救急無線のアナログ方式からデジタル方式への早期移行は、全国消防の総意であり、緊急消防援助隊の活動に不可欠なものであることから、今後も消防補助金の確保について、粘り強く要望を続けてまいります。

次に、「地域メディカルコントロール体制のさらなる充実」についてであります。

メディカルコントロール体制の整備については、救急救命士の業務拡大を行っていく上での前提とされており、さらに円滑な救急業務を遂行する上で極めて重要な事項であることから、各都道府県をはじめ、医療機関及び消防機関によるメディカルコントロール協議会の設置を推進してきたところであります。

今後も、関係機関と緊密な連携を図り、メディカルコントロール体制をさらに充実させることにより、救命効果のより一層の向上に努めてまいります。

最後に、「違反是正体制の充実と的確なる対応」についてであります。

違反是正体制につきましては、違反是正の相互共助体制の構築を目的とする、都道府県消防長会違反是正推進連絡会及び支部違反是正推進連絡会を設置することを決定し、推進しているところであります。

このように全国消防長会では、今後とも直面するさまざまな課題に対し、全国消防長の英知を結集して住民の生活基盤となる安全確保と消防防災体制の充実強化をめざし、引き続き全力を傾注してまいります。

皆様におかれましても、消防行政が直面する多くの課題の解決に向け、より一層のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

消防の動き



平成16年
5月号

No.398

- 放火対策検討会の中間報告の概要
- 消防法施行規則の一部を改正する省令の概要
- 地下貯蔵タンク等の漏れの点検に係る新たな運用指針の概要
- 緊急消防援助隊の新体制決まる
- 「地下鉄道の火災対策検討会」検討結果概要
- ヘリコプター用動態管理システムの実機実験を実施

消 防 庁



放火対策検討会の中間報告の概要

予防課

平成9年から平成14年までの6年間、連続して出火原因の第1位は「放火及び放火の疑い」で、全火災件数の2割を占めています。また、火災件数の増減にかかわらず放火による火災件数は増加傾向を示し、その傾向は大都市になるほど顕著になっています。(図1参照)

この状況は、社会生活の安全を確保する上で極めて憂慮されるものであることから、消防庁では、平成9・10年度に「防火対象物の放火火災予防対策に関する調査研究委員会」において、放火発生の動向、各地域・消防本部での対応策等を調査・研究し、「放火火災予防対策マニュアル」をまとめ、多くの消防本部等で活用されているところです。

しかしながら、放火火災件数は、依然、増加傾向にあり、特に一件の放火にとどまらず、連続して発生するケースによる被害が懸念されているところです。

今回の中間報告書は、平成14・15年度の「放火対策検討会」における、連続放火火災の実態の調査、その対策及び新たに試みる放火監視機器の導入等についての検討結果をとりまとめたものです。

1 連続放火火災の現状

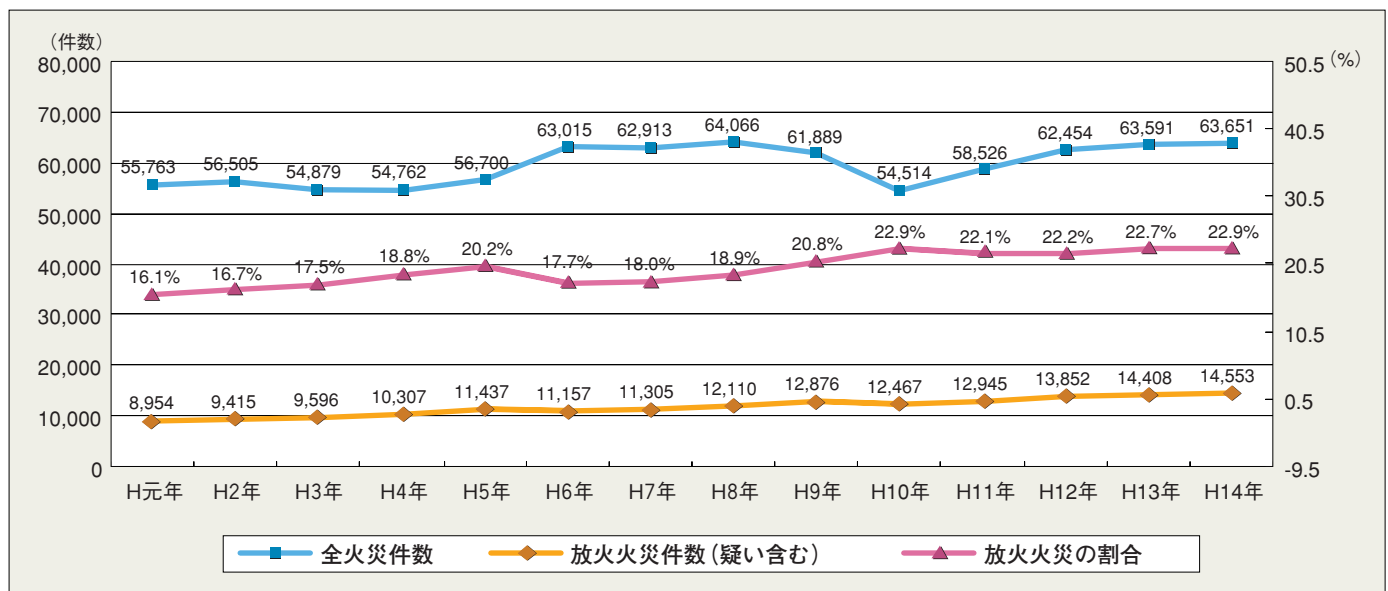
放火対策検討会及び政令市消防本部等の意見を踏まえ、『短時間に、同じ地域において、放火が連続的に発生し、地域の住民が不安を感じ、特別の対策が必要であると判断されるもの』を例として、平成15年7月～平成16年3月までの間、各消防本部の実態を調査しました。(全国26消防本部264件の報告)

その結果を検証すると、短い日数で短時間のうちに発生しているものが多く、発生時間帯や焼損物等については、通常の放火火災と同様の傾向を示していることが明らかとなりました。(図2～4参照)

2 これまでの対応

平成11年に「放火火災予防対策マニュアル」を作成、全国の消防本部に配布を実施しています。また、平成14年度からは、連続放火火災に着目し、「放火対策検討会」において検討を進めているところです。

図1 全火災件数に占める放火火災件数の割合 (数値は消防白書抜粋)





○検討会における連続放火火災に対する対策の例（表参照）

ソフト施策

- (1) 放火多発地域での対策（チラシの配布や広報等）
- (2) 市民との連携による対策（市民による放火危険箇所の確認、パトロール等）
- (3) 関係機関との連携による対策（放置車両の撤去、街路灯の設置促進等）
- (4) 事業所等との連携（タクシー会社、コンビニエンスストア等との協力）
- (5) その他（放火防止ビデオや危険箇所のマップ作成等）

ハード施策

- (1) 放火監視機器の設置等（ゾーンディフェンス的考え方（街区・エリア単位））
- (2) 炎センサーの設置

ソフト・ハード施策を効果的に組み合わせることが必要と考えられますが、その中でも放火監視機器等は、放火行為者に「見られている」という抑制効

果をもたらし、また、生活時間帯の変化や、地域コミュニティの希薄化が進んだ結果、従来の人の目に頼っていたものを機器等の活用により補うことで効果的な対策とすることが期待できます。一方、(1) 設置場所（公共物への設置許可等）(2) プライバシー保護への対応 (3) 維持管理と安全性の確保 (4) コスト等の課題が考えられ、放火監視機器について運用を実施している消防本部からの報告等を踏まえつつ、関係機関や学識経験者を含めた十分な検討が必要とされています。

以上のような検討結果の報告を踏まえ、放火が発生し、さらに連続して放火が発生した場合における被害を最小限に防ぐことを目的とした対策マニュアルの作成について平成16年度も引続き「放火対策検討会」において検討を行っていきます。

図2 放火火災の時間帯別発生件数（消防白書抜粋）

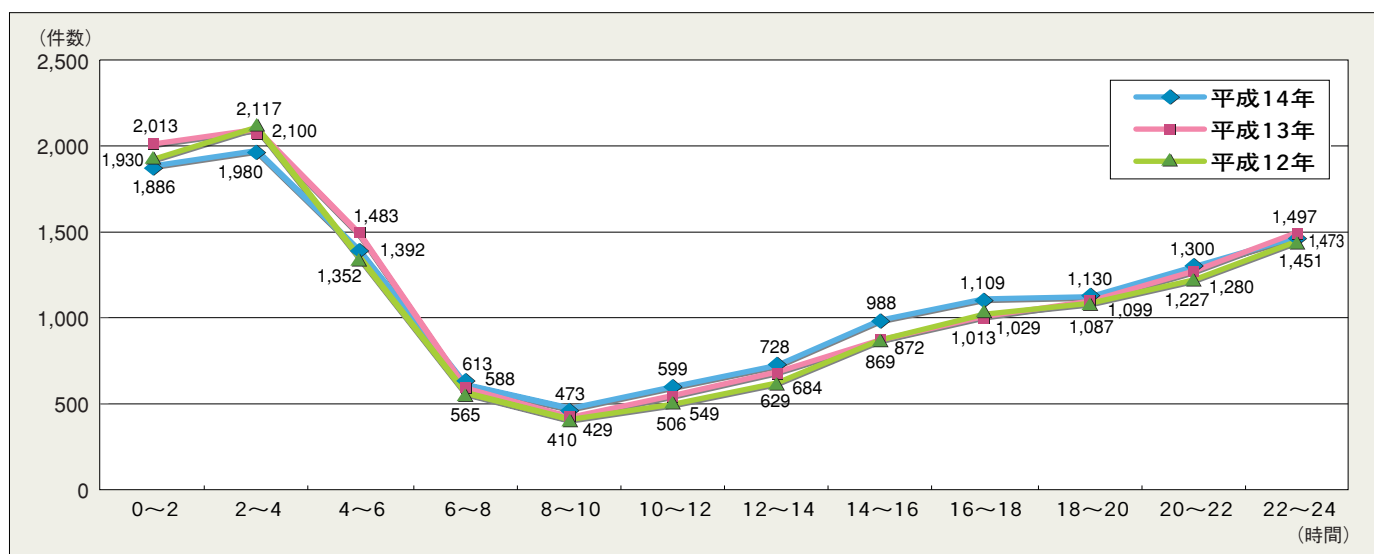
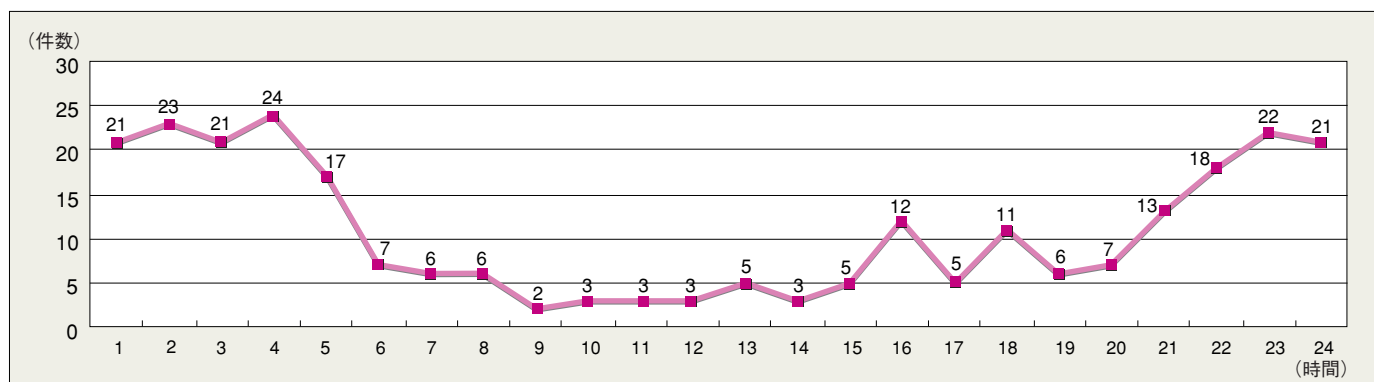


図3 連続放火火災の時間帯別発生件数



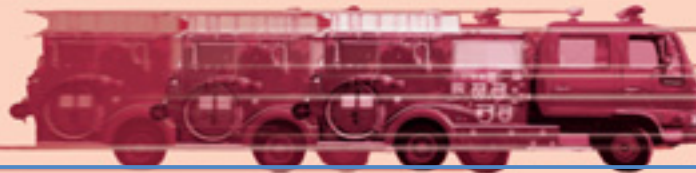


図4 調査に基づく焼損物別件数

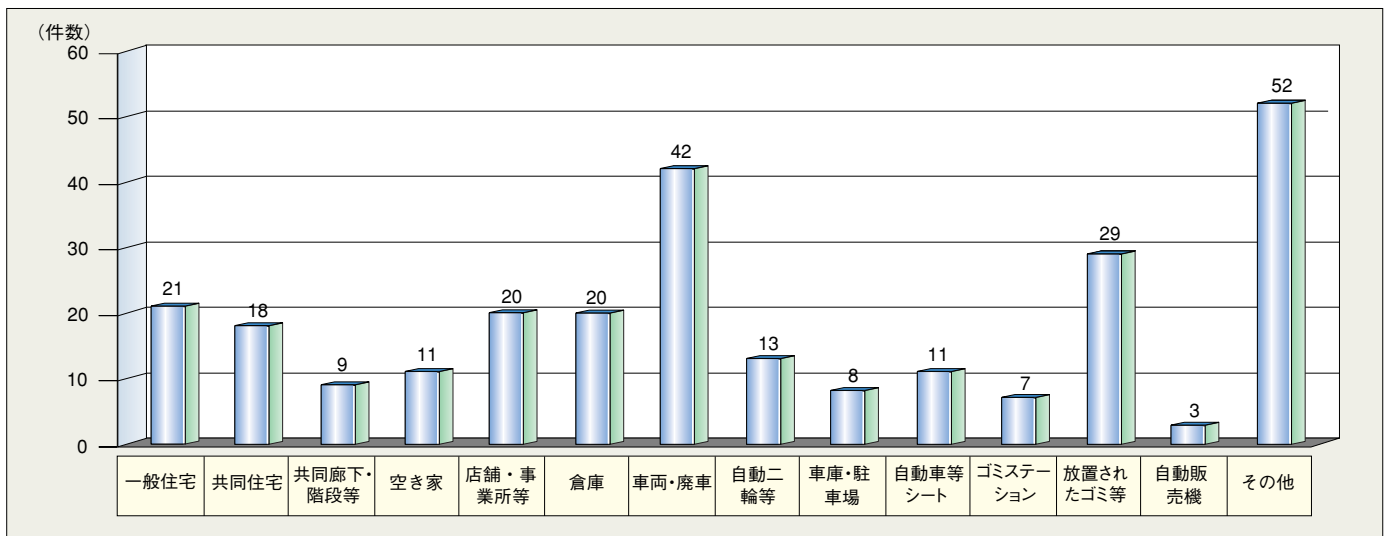
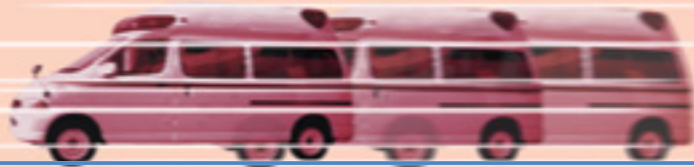


表 放火火災・連続放火火災予防対策 (H14年度放火対策実施状況調査・各委員の意見まとめ)

用途	通常時の放火対策	連続放火発生時の取り組み (通常時の放火対策に加え)
住宅	○長期不在時は新聞や郵便物をためない	○町内会への広報紙の配布
	○門扉、車庫、物置等のドアの施錠	○共同住宅の場合居住者が交代で見回りをするなど協力する
	○敷地内、共用部分に可燃物を置かない	●放火自動撮影機の設置
	○ゴミ集積所への夜間照明の設置	●居室内の照明点灯運動
	○車のボディーカバーを「防災品」にする	●高齢者世帯への放火対策指導
	○外出時や就寝時の施錠の徹底	
	○夜間照明を設置する	
	○ゴミは決められた日に出す	
	○暗い入り隅など死角をつくらない	
	○塀を低くするなど外から見えるようにする	
	○炎感知器を設置する	
	○掲示板の不燃化・張り紙	
	○人の動きで感知する防犯照明を設置する	
	●一声運動の実施	
●買い物用ポリ袋を活用した初期消火指導		
事業所	○放置された可燃物の除去	○巡回監視の実施
	○使用しない箇所の施錠の徹底	○従業員に対する防火指導の実施
	○常夜灯の設置	○防火管理体制の指導 (放火されないための指導)
	○火災感知器の設置	
	○入退室の管理や立入禁止の徹底	
	○従業員等による不定期な見回りの実施	
	○監視カメラの設置	
地域での対策	○建物内への出入口の施錠の徹底	
	○炎感知器を建物周囲の要所に設置する	
	○空き家・空きビルの出入りの制限	○自治会での放火火災防止の協議会設置
	○空き家等の実態調査	○町内会、事業所、警察、行政機関と協議会の設置
	○放置可燃物の除去	○自主防災組織へ情報提供し、予防について協力を依頼
	○放火防止モデル地区の設定	○婦人防火組織へ情報提供し、予防について協力を依頼
●防火・防災・放火を含めた安心マップの作成	○住民主体による危険箇所の確認 (空き家・空室等の調査)	
●自治会等の会合に出席し講習会の実施	○市民による夜間パトロール	
その他	○キャンペーン中の報道機関への協力依頼	○放火実態調査の実施
	○放火火災対策マニュアルの策定	○放火火災対策マニュアルの策定
	○放火火災予防対策に係る財政上の助成	●放火自動撮影機の開発・設置
	●放火防止の環境づくりについて火災予防条例規定	●タクシー会社との連携 (幹線道路の1つ中を流してもらう等)
	●幼少年への防火指導	●新聞販売店との連携 (放火の発見、通報等)
		●計画的にほぼ毎日警戒パトロールを実施
		●放火防止モデル地区への補助金交付
		●警察との連携による放置車両の撤去
		●火災予防条例への規定
		●防犯カメラの設置
	●放火火災発生時の管内パトロール	
	●連続放火対策の分析調査	

●は各消防本部独自の取り組み



消防法施行規則の一部を改正する省令の概要

予防課・防火安全室・救急救助課

消防法施行規則の一部を改正する省令（平成16年総務省令第54号。以下「改正省令」という。）が平成16年3月26日に公布されました。改正の概要は以下のとおりです。

1 改正の内容について

消防組織法及び消防法の一部を改正する法律（平成15年法律第84号。以下「改正法」という。）において規定された特殊消防用設備等の工事又は整備を取り扱う甲種特類消防設備士につき所要の規定を整備し、消防法施行令の一部を改正する政令（平成16年政令第19号）により、総務省令において定めることとした、工事中の防火対象物における防火管理、防火管理上必要な業務を適切に遂行できない場合における防火管理者の資格及び都道府県が市町村の消防を支援する場合の救急隊員に必要な講習又は学識経験に係る所要の規定を整備しました。また、「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画（平成14年3月29日閣議決定）」（以下「計画」という。）において、登録機関により実施することとされた関係指定機関について、登録機関による実施に係る所要の規定を整備しました。

2 工事中の防火対象物における防火管理

- (1) 消防法施行令（昭和36年政令第37号。以下「令」という。）第1条の2第3項第2号の総務省令で定める建築物は、外壁及び床又は屋根を有する部分が同号イ、ロ又はハに定める規模以上である建築物であって電気工事等の工事中的ものとなりました。
- (2) 令第1条の2第3項第3号の総務省令で定める旅客船は、進水後の旅客船であってぎ装中のものとなりました。

3 関係指定機関の登録機関化

計画の考え方にに基づき、以下の関係指定機関の登録機関化を行いました。

- (1) 防火管理者に係る指定講習機関
- (2) 防災性能に係る指定確認機関
- (3) 消防用設備等に係る指定認定機関
- (4) 消防設備点検資格者に係る指定講習機関

4 防火管理上必要な業務を適切に遂行することができない場合における防火管理者の資格

- (1) 令第3条第2項の総務省令で定める防火対象物は、次の防火対象物としました。
 - ① 複数の防火対象物の管理について権原を有する者が同一の者である場合における当該防火対象物
 - ② その管理について権原が分かれている防火対象物であって収容人員が一定数未満であるもの
 - ③ 特定資産に該当する防火対象物又は不動産特定

共同事業契約に係る不動産に該当する防火対象物
(2) 令第3条第2項の総務省令で定める要件は、次の要件としました。

- ① 防火管理上必要な業務を行う防火対象物の管理について権原を有する者から、防火管理上必要な業務の内容を明らかにした文書を交付されており、かつ、当該内容について十分な知識を有していること。
- ② 防火管理上必要な業務を行う防火対象物の管理について権原を有する者から、当該防火対象物の位置、構造及び設備の状況その他防火管理上必要な事項について説明を受けており、かつ、当該事項について十分な知識を有していること。

5 消防設備士の類型への甲種特類の追加

消防法（昭和23年法律第186号）第17条第3項に規定する特殊消防用設備等の工事又は整備を行うことができる資格者として、甲種特類の区分を追加しました。

6 都道府県の航空消防隊の救急隊員に必要な講習又は学識経験

改正法による改正後の消防組織法第18条の3第1項の規定に基づき、都道府県が航空機を用いて市町村の消防を支援する場合の救急隊員は、次のいずれかに該当する都道府県の職員としました。

- (1) 救急業務に関する講習の課程を修了した者
都道府県知事又は市町村長等が行う一定の課目及び時間数以上の救急業務に関する講習を修了した者
- (2) 救急業務に関し上記に掲げる者と同等以上の学識経験を有する者
 - ① 救急救命士の免許を受けている者
 - ② 消防庁長官が同等以上の学識経験を有すると認定した者

7 救急救命士の免許を受けている者に係る消防庁長官認定の廃止

令第44条第3項第1号又は令第44条の2第3項第1号に規定する救急業務に関する講習の課程を修了していない消防職員又は航空消防隊の都道府県の職員であっても、救急救命士の免許を受けている者は、消防庁長官認定を要しないものとなりました。

8 施行日について

改正法附則第1条第2号に掲げる規定の施行日（平成16年6月1日）から施行することとしました。ただし、上記6及び7については平成16年4月1日から、上記2については平成16年8月1日から施行することとしました。



地下貯蔵タンク等の漏れの点検に係る 新たな運用指針の概要

危険物保安室

近年、危険物施設の事故が著しく増加傾向にあり、特に漏えい事故については地下に埋設されたタンク、配管の腐食等経年劣化によるものが多数を占めている状況にあります。

消防庁では、こうした事故の防止を図るため、事故要因の詳細分析、考えられる各種安全対策の検証等を行ってきていますが、これまでの成果を受け、今後の地下埋設タンク・配管の漏えい事故防止対策充実の一環として、定期点検方法の全面的な見直しを図ることとしました。

すなわち、地下貯蔵タンク、二重殻タンクの強化プラスチック製の外殻（以下「FRP外殻」という。）及び地下埋設配管に係る漏れの点検について、危険物の規制に関する規則等を一部改正し、関連規定の見直しを行ったところです。これに伴い「地下貯蔵タンク等及び移動貯蔵タンクの漏れの点検に係る運用上の指針」（平成16年3月18日付消防危第33号消防庁危険物保安室長通知）を新た

に通知しました。その概要は次のとおりです。

1 点検対象等

漏れの点検は、地下貯蔵タンク、FRP外殻及び地下埋設配管（以下「地下貯蔵タンク等」という。）を対象として実施します。（規則第62条の5の2第2項及び第62条の5の3第2項）

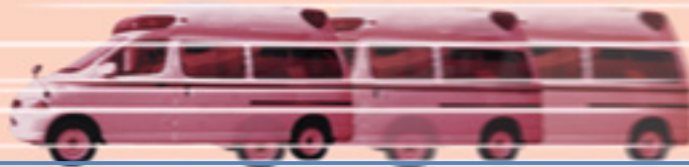
ただし、これら地下貯蔵タンク等のうち、近年の技術開発の成果及び検討結果も踏まえ、漏えいをごく初期段階で検知することができるとともに、その漏えい範囲を確実に局限化できるものについては、点検対象としないことができることとしました。（規則第62条の5の2第1項及び第62条の5の3第1項、告示第71条第3項及び第71条の2第2項）

（下表参照）

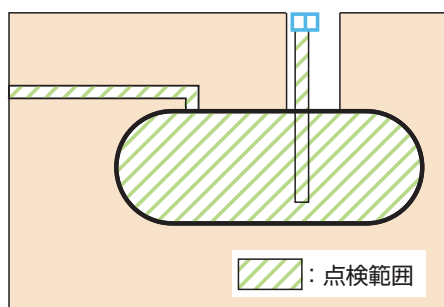
対 象	点 検 対 象 と し な い こ と が で き る 部 分
地下貯蔵タンク	○二重殻タンクの内殻 ○危険物の微少な漏れを検知※1しその漏えい拡散を防止するための措置※2が講じられているもの
FRP外殻	○FRP外殻と地下貯蔵タンクとの間げきに危険物の漏れを検知するための液体が満たされているもの
地下埋設配管	○危険物の微少な漏れを検知※1しその漏えい拡散を防止するための措置※2が講じられているもの

※1 性能規定の考え方を取り入れ直径0.3mm以下の開口部からの危険物の漏れを検知することができる設備により常時監視していることが必要です。（例：タンク・配管内の高感度センサー設置等）

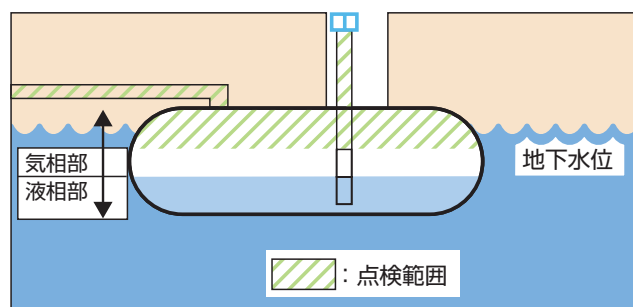
※2 タンク室、さや管その他漏れた危険物の流出を防止するための区画が地下貯蔵タンク・地下埋設配管の周囲に設けられていることが必要です。



<ガス加圧法・液体加圧法>



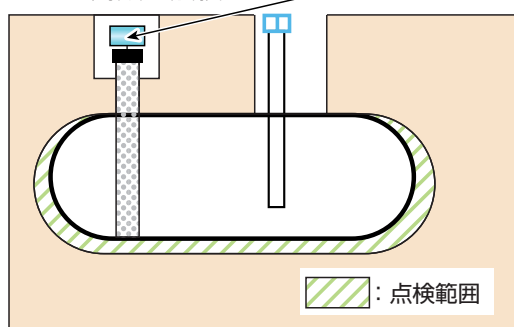
<微加圧法・微減圧法>



点検範囲外の部位は、他の方法により補完が必要

* これらのほか「その他の方法」を選定可

<FRP外殻の点検>



2 点検方法

(1) 点検部位及び適切な点検方法の選定・組合せ

ア 漏れの点検は、危険物に接するすべての部分（地下）について行わなければなりません。（告示第71条第1項及び第2項）

この場合において、点検対象ごとの具体的な実施部位は、概ね次のとおりです。

- 地下貯蔵タンク：地下貯蔵タンクの最高液面より下部
- FRP外殻
- 地下埋設配管：通常の使用形態により危険物と接する部分（注入管や送油管等のうち地下貯蔵タンク内に存する部分を除く。）

* 上記は点検を行わなければならない一般的範囲を示したものです。実際の漏れの点検においては、これ以外の部分（例 通気管等）も併せて加圧・減圧するケースが多いと考えられます。

イ 漏れの点検の方法により「点検範囲」（当該方法を用いて有効に点検を行うことができる範囲）は異なるものであり、アに掲げる部位が包含されるよう適切な方法の選定・組合せを行う必要があります。

（上図参照）

(2) 点検実施要領等

ア 漏れの点検の方法として、従来から用いられている「ガス加圧法」、「液体加圧法」、「微加圧法」、「微減圧法」及び「その他の方法」を規定しました。（告示第71条第1項及び第2項並びに第71条の2第1項）

イ 「その他の方法」については、技術革新により新たな点検方法の開発等が予想されることから、具体的な実施方法は限定せず、漏れの点検方法として必要な要件（＝直径0.3mm以下の開口部又は当該開口部からの危険物の漏れを検知することができる精度）を規定しています。

3 点検周期等

(1) 点検周期

漏れの点検の周期は、事故要因分析結果を踏まえ対象となる設備等の種類、設置年数や不具合発生時の対策等を加味して定めています。（規則第62条の5の2第2項及び第62条の5の3第2項、告示第71条第4項及び第71条の2第3項）



	対 象	点検周期
地下貯蔵タンク 地下埋設配管	下記以外	1年以内
	次のいずれかに該当するもの ○ 完成検査（設置・交換）を受けた日から15年を超えないもの ○ 危険物の漏れを覚知※1しその漏れい拡散を防止するための措置※2が講じられているもの …既設の製造所等に係る経過措置→(2)参照	3年以内
FRP外殻		3年以内

※1 危険物の漏れを次のいずれかにより1週間に1回以上確認していることが必要です。

- 漏れい検査管（区画内設置）
- 在庫管理（貯蔵・取扱い数量の1/100以上の精度）

※2 タンク室、さや管その他漏れた危険物の流出を防止するための区画が地下貯蔵タンク・地下埋設配管の周囲に設けられていることが必要です。

地下埋設配管にあっては、当該配管に電気防食の措置が講じられている場合又は当該配管が設置される条件の下で腐食するおそれのないものである場合（FRP配管・合成樹脂管等）にあっては、さや管等の危険物の流出を防止するための区画を周囲に設けなくてもかまいません。

(2) 既設の製造所等に係る経過措置

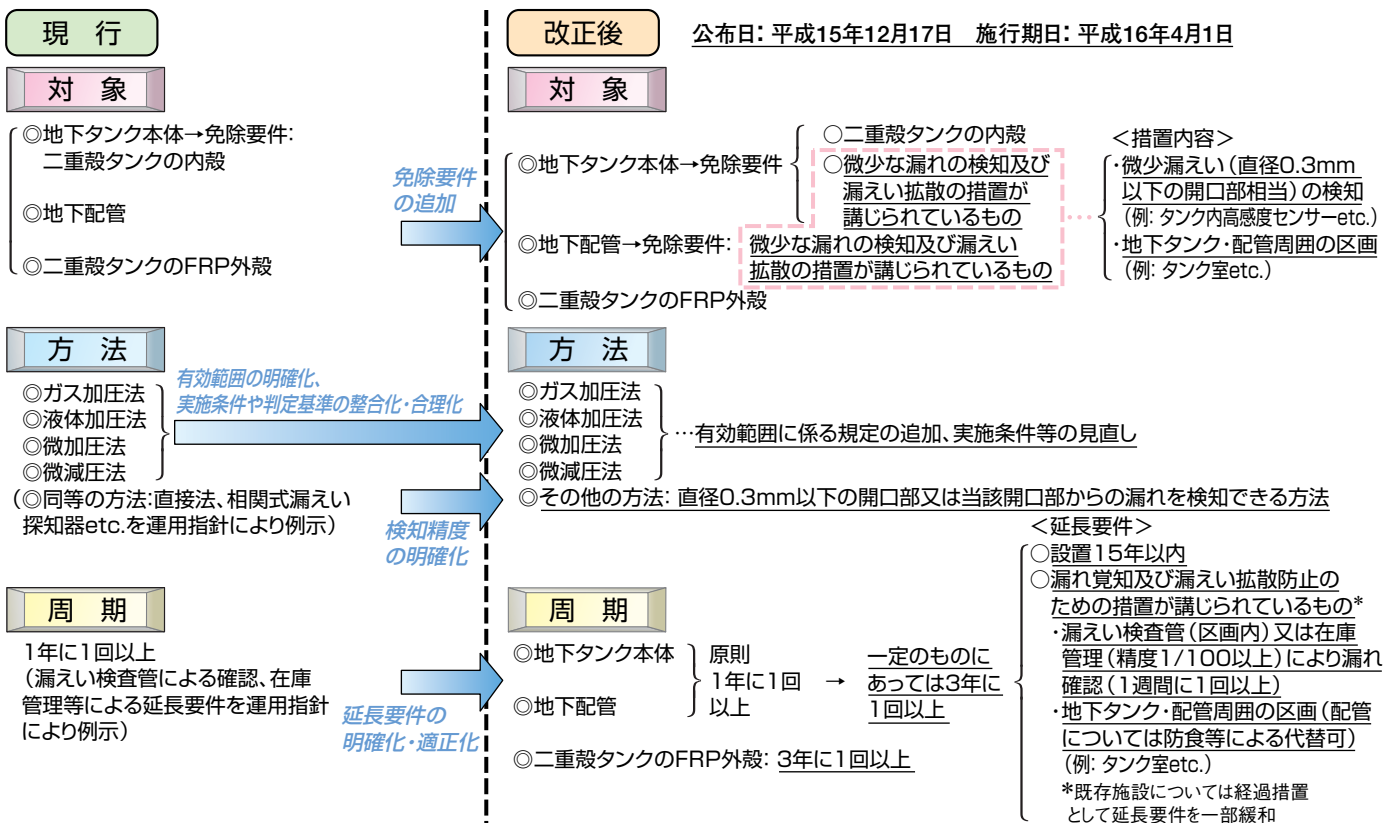
既設の製造所等の地下貯蔵タンク及び地下埋設配管については、点検周期の延長要件について、改正省令により次表に掲げる経過措置が規定されています。

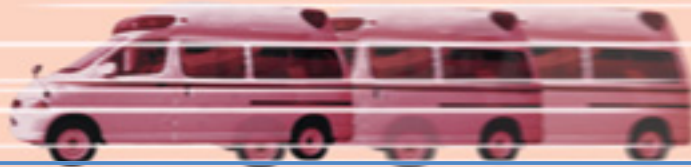
根拠規定	既設の製造所等に係る延長要件	点検周期
改正省令 附則第3 項第1号	○ 漏れい検査管により1週間に1回以上危険物の漏れを確認していること。 ○ 地下貯蔵タンク及び地下埋設配管に電気防食の措置が講じられており、又は地下貯蔵タンク※1及び地下埋設配管※2が設置される条件の下で腐食するおそれのないものであること。	3年以内
改正省令 附則第3 項第2号	○ 漏れい検査管を用いるとともに、危険物の貯蔵又は取扱い数量の1/100以上の精度で在庫管理を行うことにより、1週間に1回以上危険物の漏れを確認していること。 ○ 当該製造所等の関係者は、在庫管理等について計画を定め、市町村長等に届け出ること。 ・ 在庫管理に係る従事者の職務・組織 ・ 在庫管理に係る従事者の教育 ・ 在庫管理の方法 ・ 危険物の漏れが確認された場合に取るべき措置 ・ その他必要な事項	3年以内

※1 規則第24条第1項第1号ニ又はホによりエポキシ樹脂、タールエポキシ樹脂又は強化プラスチックによる被覆が施されたものが該当します。

※2 FRP配管・合成樹脂管等の地下埋設配管が該当します。

地下タンク・配管の「漏れの点検」に係る技術基準の見直し（イメージ）





緊急消防援助隊の新体制決まる

震災等応急室

1 はじめに

平成7年の阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、国内で発生した地震等の大規模災害時における人命救助活動等を効果的かつ充実したものとするため、全国の消防機関相互による迅速な救援体制として、平成7年6月に緊急消防援助隊が発足しました。

緊急消防援助隊は、消火部隊、救助部隊、救急部隊のほかに、先行調査や現地消防本部の指揮支援を行う指揮支援部隊、応援部隊が被災地で活動するために必要な食料などの補給業務を行う後方支援隊等が編成に加えられており、大規模災害時には、消防組織法第24条の3に基づく消防庁長官の求めにより出動することとされています。また、平成15年6月の消防組織法改正によって緊急消防援助隊が法定化されるとともに、東海地震等の二以上の都道府県に及ぶ大規模災害や毒性物質の発散等に伴う特殊災害に対処するために特に必要があるときは消防庁長官がその出動を指示できることとされ、平成16年4月から施行されています。

緊急消防援助隊に係る国の財政措置についても法律に定められ、消防庁長官の指示を受けて出動した緊急消防援助隊の活動経費に係る国庫負担金、総務大臣が策定する「緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画」に基づいて整備される施設設備に対する国庫補助金等について規定されました。

2 現在の部隊登録状況

前述の計画では平成20年度までに、概ね3,000隊規模とすることが目標とされ、車両及び航空機等の整備規模並びに整備を推進する施設が示されました。また、指揮支援機能を強化するための都道府県隊指揮隊の位置付けも明確にされました。これに伴い、現時点で既に2,821隊が登録され、昨年の消防組織法改正前に比較して約600隊が増強されました。

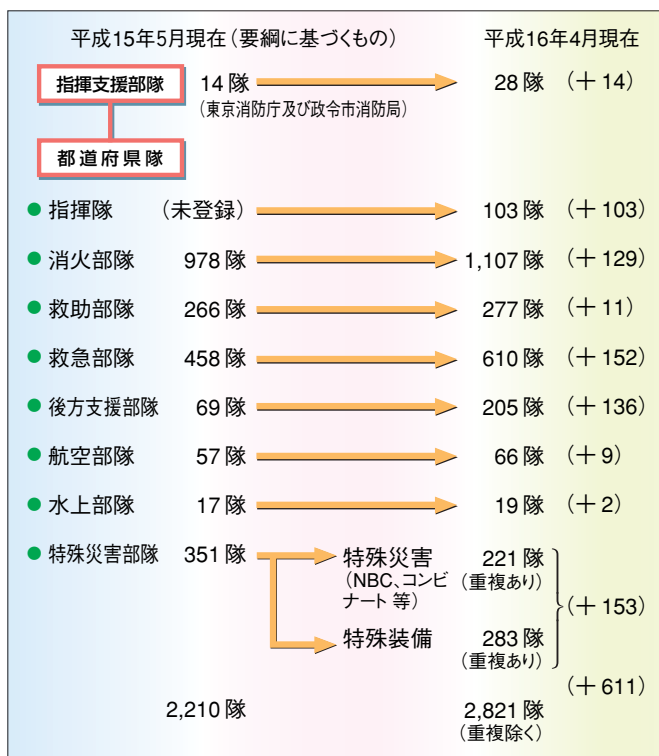
車両及び航空機等の整備規模（平成16年度～20年度）

区 分		整備規模
車 両	消防ポンプ自動車	820台
	救助工作車	160台
	救急自動車	550台
	その他の消防用自動車	180台
	小 計	1,710台
航空機等	ヘリコプター	15機
	消防艇	5艇
	小 計	20機（艇）

その他の整備を推進する施設

区 分	施 設
資機材	救助用資機材、高度救命処置用資機材、支援資機材、テロ対策用特殊救助資機材、ヘリコプター、高度化資機材
無線その他の情報通信を行うための施設	消防救急デジタル無線設備、ヘリコプターテレビ電送システム

平成16年4月現在における増強状況





3 教育訓練

緊急消防援助隊は複数の消防本部部隊による連合部隊であり、それらによる活動をより効果的なものとするためには、緊急消防援助隊と被災地の消防部隊との連携、他の応援隊（被災地の属する都道府県内の応援隊）との連携が不可欠となります。この連携をより緊密なものとするため、さらに緊急消防援助隊の技術の向上及び連携活動能力の一層の向上を図るために、都道府県及び市町村の協力を得て、全国合同訓練及び複数の都道府県を単位とした合同訓練（地域ブロック合同訓練）を定期的実施する必要があります。全国規模の訓練については、当面、平成16年度に図上訓練、平成17年度に全国合同訓練を実施する予定です。また、消防大学校における教育訓練を充実していく予定です。

緊急消防援助隊として登録された部隊を設置している都道府県及び市町村は、的確かつ迅速な出動及び活動が行えるように、平常時から必要な教育訓練に努める必要があります。



第2回緊急消防援助隊全国合同訓練



緊急消防援助隊旗



緊急消防援助隊登録証

4 緊急消防援助隊発足式

平成16年4月14日（水）11時から緊急消防援助隊発足式が総務省講堂にて挙行され、指揮支援部隊長、都道府県隊指揮隊長及び都道府県航空隊長の約150名が出席しました。式は、麻生太郎総務大臣の挨拶に続き、林省吾消防庁長官から緊急消防援助隊旗及び登録証が代表の消防本部に交付され、林消防庁長官からの激励の言葉及び北九州市消防本部山本敏明氏からの決意の言葉に続き、来賓を代表して白谷祐二全国消防長会会長から祝辞がなされました。

なお、来賓は、白谷氏のほか中川浩明全国知事会事務総長、襲田正徳全国都道府県議会議長会事務総長、佐藤達三全国市議会議長会事務総長、谷合靖夫全国町村会事務総長、篠田伸夫全国町村議会議長会事務総長、徳田正明日本消防協会会長、政令指定都市の消防長らであります。



麻生太郎総務大臣の挨拶



林省吾消防庁長官から緊急消防援助隊旗の交付

5 おわりに

新たな体制が整い、今まで以上の活躍が期待されることから、全国の消防機関及び都道府県航空隊の積極的な協力をお願いします。



「地下鉄道の火災対策検討会」検討結果概要

特殊災害室

1 はじめに

平成15年2月18日に発生した韓国大邱（テグ）市における地下鉄火災は、死者192名、負傷者148名にも上る痛ましい事故となりました。この地下鉄火災を踏まえ、総務省消防庁及び国土交通省では、「地下鉄道の火災対策検討会」を設置し、我が国の地下鉄道の安全対策について総合的に検討を進めてきたところですが、検討結果を平成16年3月に取りまとめましたので、その概要について紹介します。

2 経緯

「地下鉄道の火災対策検討会」については、平成15年5月に第1回検討会を開催して以来、計4回の検討会を開催しました。また、より専門的な検討を進めるため、同検討会の下に「地下駅、トンネルの火災対策分科会」及び「車両火災対策分科会」を設置し、各々、計5回及び計4回開催するとともに、韓国・欧州の現地調査、地下鉄車両と駅売店の燃焼実験等を実施しました。

3 我が国における地下鉄道の火災対策の基本的考え方

（1）基本的考え方

地下鉄道の不燃化を進めるとともに、万一火災が発生した場合に、旅客が地上まで安全に避難できる対策を総合的に講じることを基本とします。

なお、今回の検討に当たっては、これに加え、消防活動を支援するとの観点も考慮しました。

（2）想定火災

現行の基準では、車両床下機器からの出火やライターによる放火等を想定していますが、これに加え、列車内や売店等でのガソリンによる放火（大火源火災）を想定します。

4 車両の火災対策

我が国で運用されている車両は、現行の基準を満たしており、一定の防火能力を備えていますが、さらに、大火源火災に対して、車両での延焼拡大を防止するため、以下の措置を講じる必要があります。

- ① 大火源火災において防火能力が低い材料及び溶融滴下する材料は、車両天井部への使用を制限すること。
- ② 車両材料燃焼試験に、溶融滴下の判定を追加するとともに、大火源火災における防火能力を判定するための燃焼試験を追加すること。
- ③ 隣接車両への煙の流入等を防止するため、連結する車両間に、通常時閉じる構造の貫通扉を設置すること。

5 地下駅・トンネルの火災対策

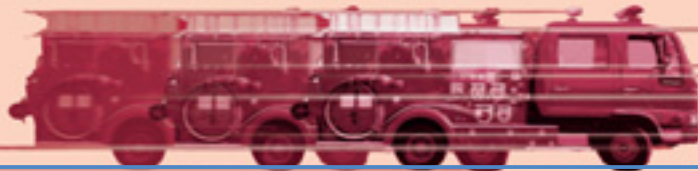
異なる2以上の避難通路を設けること等の現行の基準に加え、大火源火災に対して、旅客の安全な避難を確保するとともに、消防活動を支援するため、以下の措置を講じる必要があります。

- ① 個別の駅構造に応じ、旅客が安全に避難できる時間を確保する排煙設備を設置すること。

排煙設備の能力の算定に当たっては、現行の基準では、代表的な地下駅のモデルにより算定しているが、駅の複雑化、深度化に対応するため、個別の駅構造に応じた排煙設備の能力を算定する方法に改定。

また、排煙設備の能力の算定方法に、大火源火災の性状に対応した方法を追加。

- ② 旅客の安全な避難を確保するとともに、消防活動を支援するため、ホームとコンコースを結ぶ階段に、出火場所からの煙や炎を遮断できる防火シャッター等を設置すること。



- ③ 旅客の避難経路を確保するため、袋小路部等には、売店を設置しないこと。売店を設置する場合には、自動火災報知設備を設置することとし、コンビニ型売店には、これに加え、スプリンクラー設備を設置すること。
- ④ 円滑で組織的な消防活動を支援するため、消防隊員が地上と通信するための無線通信補助設備を設置すること。また、地下駅の規模等により、消防隊が使用する機器のための非常コンセント設備を設置すること。

6 旅客の避難誘導等に関する対策

旅客の安全な避難誘導をより確実に行うため、マニュアルの整備、案内表示の充実等以下の措置を講じる必要があります。

- ① 走行中に列車火災が発生した場合には次駅まで走行する原則等、火災発生時の運転取扱上徹底すべき事項を盛り込んだマニュアルを整備すること。
- ② 駅の構造、要員数等個別の駅の状況等に応じたマニュアルを整備し、旅客の避難誘導の方法等火災発生時に係員が行うべき事項を定めること。
- ③ 消火器、非常通報装置及びドアロックの表示方法を、ピクトグラム（絵文字）を使用する等により統一すること。
- ④ 駅や車両に避難経路図や消火器等の配置図等を表示するとともに、通常時の構内放送、車内放送により、旅客に対し危機管理意識の高揚を図ること。

7 消防機関との連携

駅の構造、火災対策設備の位置等消防活動上有効な情報を駅と消防機関が共有するとともに、定期的に両者が連携した訓練を実施する必要があります。

8 おわりに

本検討の成果を、我が国における地下鉄道の火災対策を進める上で有効に活用し、国土交通省等と連携して、その一層の向上を図っていきます。

【参考】韓国大邱（テグ）市地下鉄における列車火災事故の概要

- (1) 発生日時：平成15年2月18日（火）午前9時53分頃
- (2) 発生場所：韓国大邱（テグ）市地下鉄1号線中央路（チュンアンノ）駅構内
- (3) 死傷者：死亡者192名、負傷者148名
- (4) 概況：6両編成の列車（乗客約230名）が中央路駅に到着した際、列車に乗りこんでいた男性が容器に入っていたガソリンを床に撒いて着火。火は、この後到着した対向の6両編成の列車（乗客約190名）に延焼し、両列車とも全焼。



放火された車両（進行方向、先頭車両）



火災車両の内部



ヘリコプター用動態管理システムの実機実験を実施

救急救助課

1 背景

予想される東南海、東海、関東直下等大規模地震等災害時やNBCテロ災害時には、緊急消防援助隊として全国の消防防災ヘリコプターが一体となって災害に立ち向かうこととなっていますが、そのような消防防災ヘリコプターの活動の安全を支援するうえで解決すべき技術的な問題もあります。

- 基地では、自隊ヘリの現在位置を把握できない
- ヘリと基地間の情報交換は、音声通信のみである
- 多数のヘリが活動する災害時には、空中衝突の危険性が増大する
- GPSによるIFR（計器飛行方式）が未導入である

総務省消防庁では、平成13年度から3カ年にわたり、財団法人日本消防設備安全センターに委託して、「GPSを活用した消防防災ヘリコプター動態管理システムの構築及び機能検証」に係る調査研究を実施しており、今回の調査研究では、これらの問題を解決することを目的として実施されているもので、将来の消防防災ヘリコプターの安全運航に貢献するものです。

2 ヘリコプター用動態管理システムの概要

今回開発したヘリコプター用動態管理システムは、ヘリコプターに搭載する機上側システムと地上で監視を行うた

めの地上側システムとで構成されます。

飛行中のヘリコプターの位置情報はGPSにより取得し、さらに機首方位や姿勢情報を取り込んでディスプレイ上に表示されます。通信手段としてはヘリコプター側に衛星電話装置を搭載し、衛星回線を経由して地上の電話回線と接続します。ヘリコプターと地上基地との間に双方向通信を確立することにより、ヘリコプターの位置及び姿勢情報を地上に伝送すると同時に地上から文字メッセージやルート情報をヘリコプター側に伝送することが可能です。

3 実験概要

平成16年3月10日晴天の中、埼玉県川越市と秩父市との間を約20分飛行し、地上側のパソコンへのリアルタイムのヘリ位置表示、ヘリ側への文字情報送信に成功し、また消防庁のデータベースを活用したヘリ機内における場外離着陸場検索、さらに地上パソコン上にダミーの機体を表示して、空中衝突防止機能のデモンストレーションを実施する等しました。

4 今後の課題

GPSインフラの動向も見極めながら、実用化を推進し、消防防災ヘリコプターの活動の一層の安全を確保することが課題です。



機体内装置一式



飛行軌跡表示

少年少女消防クラブフレンドシップ2004 「自分で守ろう みんなで守ろう」

防災課

去る3月26日(金)、全国の少年消防クラブ員やその指導者など約300人が、東京・三田共用会議所に集い、「少年少女消防クラブフレンドシップ2004」が開催されました。

少年消防クラブは、概ね10歳以上15歳以下の少年少女により編成され、少年少女たちが火についての問題を身近な生活の中から見だし、互いに研究し、その結果を自分たち自身で実行し周囲の人々に火災予防を啓蒙することを目的とした組織です。

主な活動内容は、防火・防災に関する研究発表、ポスター等の作成・掲示、学校放課後の校内点検、実地見学などです。なお、平成15年5月1日現在、全国で6,051組織、クラブ員約47万人、指導者約1万8千人が活動しています。

全国少年消防クラブ運営指導協議会(会長:林 省吾 消防庁長官)では、優良な少年消防クラブ及び指導者の活動について、クラブ員や指導者の意識高揚とクラブ活動の活性化を図ることを目的に、昭和29年から毎年、優良少年消防クラブ及び指導者の表彰を行っています。平成14年度までに、特に優良な少年消防クラブとして734団体、優良な少年消防クラブとして1,304団体、優良な指導者として663名をそれぞれ表彰しています。

今回の「少年少女消防クラブフレンドシップ2004」は、

第1部「表彰式」、第2部及び第3部を「アトラクション」という構成で実施しました。

第1部「表彰式」では、林消防庁長官から「特に優良な少年消防クラブ」(表彰旗)13団体、「優良な少年消防クラブ」(表彰楯)32団体、「優良な指導者」10名が表彰を受けた後、受賞団体を代表して栃木県の足利市立協和中学校少年消防クラブから謝辞が述べられました。

第2部では、昭和24年に発足以来、都民と消防の架け橋として、演奏活動を通し防火・防災を呼びかけている東京消防庁音楽隊による演奏に聴き入り、第3部では、三遊亭京楽さんによる「防災落語」を真剣な眼差しで聞いていました。

今回、この「少年少女消防クラブフレンドシップ2004」に参加した少年消防クラブの皆さんは、「自分で守ろう みんなで守ろう」を合い言葉に、一人でも多くの仲間とともに日頃の活動にさらに励み、家庭や学校あるいは地域で、防火・防災の輪を広げていくリーダーとしての活躍が期待されています。

また、少年消防クラブの活動を充実していくためには指導者の方々の熱意が不可欠です。指導者の方々には、今後とも少年消防クラブの育成指導のほど、よろしく願います。



(財)日本防火協会が実施する防火管理講習

防火安全室

防火管理講習については、これまで、市町村、都道府県で実施してきたところですが、平成15年1月8日に「防火管理に関する講習を行う機関を指定する件の一部を改正する件の告示」（総務省告示第6号）により、(財)日本防火協会が防火管理講習の指定講習機関として指定されました（なお、今後、指定講習機関制度は廃止され、登録講習機関制度に移行する予定）。

これは、防火管理講習の実施頻度が少ないことなど、防火管理者が防火管理講習を十分に受ける機会が少ないことなどの指摘を踏まえ行われたことであり、平成15年10月から、当協会による講習が開始されました。

平成15年度は、各都道府県の消防設備保守協会等、消防本部と調整し、18会場（埼玉県さいたま市、沖縄県那覇市等）で防火管理講習が行われました。

消防機関の予防業務において、立入検査及び違反処理業務を重点に実施していくこと等の現状、また、平成15

年6月に制度化された甲種防火管理再講習に係る講習が、平成17年4月1日から実施されることから、今後の防火管理講習について、(財)日本防火協会を利用することが有効であると思われます。

【埼玉県さいたま市の例】

月1回開催のペースで、さいたま市内の会場で防火管理講習を開催。さいたま市消防局では、防火管理講習に係る職員の労力が減少し、時間外業務の削減、業務の充実等につながった。

【沖縄県那覇市の例】

平成15年10月及び平成16年2月に那覇市内等の会場で防火管理講習を開催。那覇市消防本部では、甲種防火管理講習を(財)日本防火協会が開催するため、乙種防火管理講習に特化して講習を開催できたことから、防火管理者の選任率も上がっている。



防火管理講習の様子

平成15年における火災の概要（概数）

防災情報室

1 総出火件数は対前年比7,322件の減少

平成15年における総出火件数は56,329件であり、前年と比べると、7,322件の減少（-11.5%）となっています。

これは、おおよそ1日あたり154件、9.4分に1件の火災が発生したことになります。

これを、火災種別ごとに見ますと次表のとおりです。

種別	件数	構成比(%)	前年比較	増減数(%)
建物火災	32,383	57.5%	-1,788	-5.2%
林野火災	1,820	3.2%	-1,523	-45.6%
車両火災	7,373	13.1%	-412	-5.3%
船舶火災	135	0.2%	22	19.5%
航空機火災	3	0.0%	-1	-25.0%
その他火災	14,615	25.9%	-3,620	-19.9%
総出火件数	56,329	100.0%	-7,322	-11.5%

2 火災による死者は19人の増加、負傷者は340人の減少

火災による死者は2,254人で、前年同期と比べると19人の増加（+0.9%）となっています。

また、放火自殺者等（放火自殺者及び放火自殺者の巻き添え）を除いた死者は、前年より68人多い1,420人となっています。

火災による負傷者は8,446人であり、前年と比べると340人の減少（-3.9%）となっています。

3 住宅火災による死者（放火自殺者等を除く）は1,070人で、昭和61年以来1,000人を超える

建物火災における死者（放火自殺者等を除く）は、1,202人ですが、このうち住宅（一般住宅、共同住宅及び併用住宅）火災における死者は、1,070人であり、前年と比べると78人の増加（+7.9%）となり、昭和61年以来初めて1,000人を超えました。

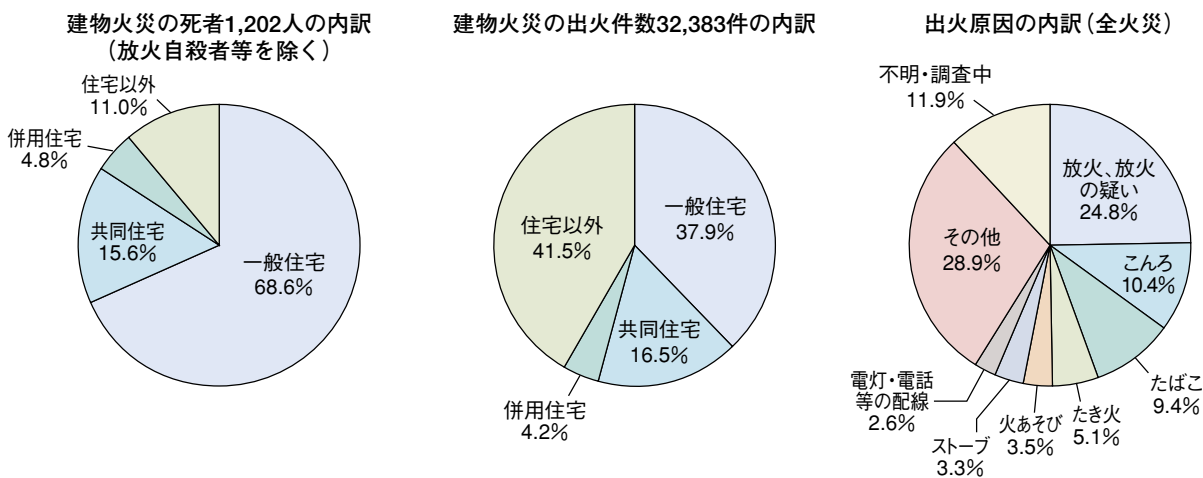
また、建物火災の死者に占める住宅火災の死者の割合は、89.0%で、出火件数の割合58.5%と比較して非常に高いものとなっています。

4 住宅火災による死者(放火自殺者等を除く)の57%が高齢者

住宅火災による死者1,070人のうち、610人(57.0%)が65歳以上の高齢者です。

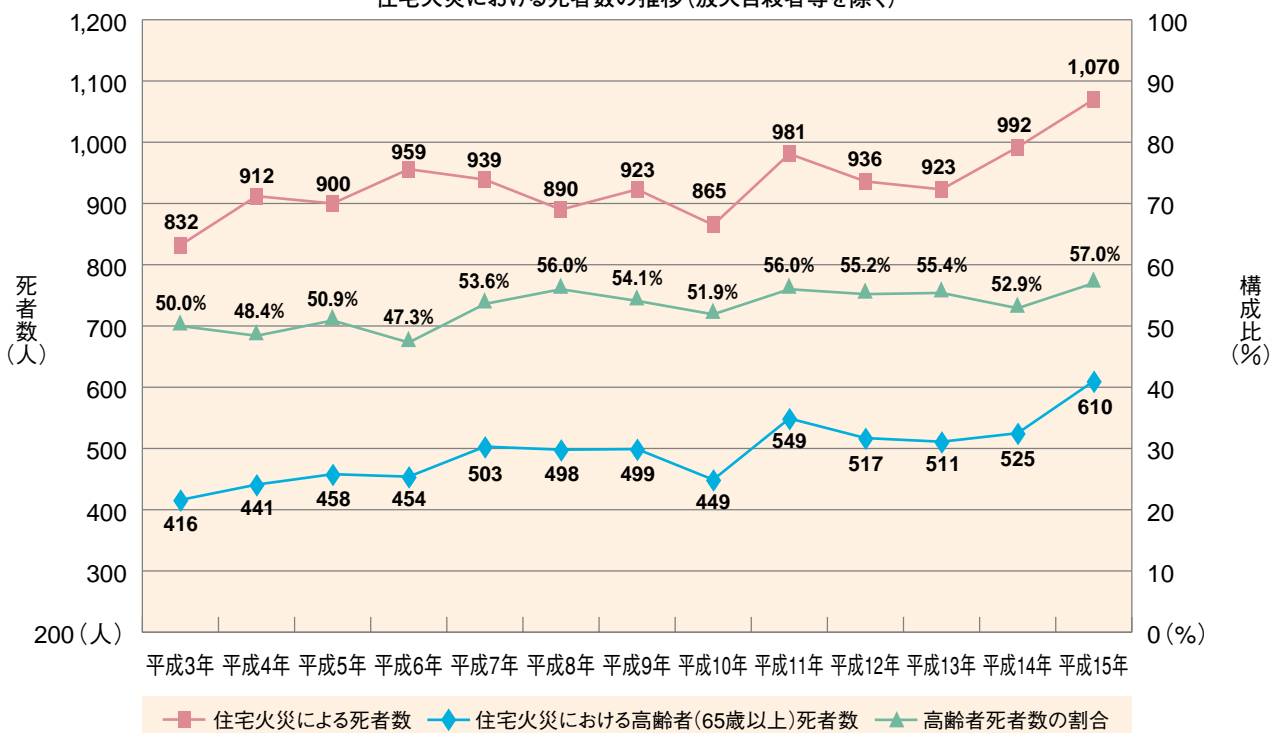
5 出火原因の第1位は「放火」、続いて「こんろ」

全火災56,329件を出火原因別にみると、「放火」(9.4%)、「たき火」2,883件(5.1%)の順となっています。また「放火」及び「放火の疑い」を合わせると、13,982件(24.8%)となっています。



※数値は、項目ごとに小数点第二位を四捨五入したものです。

住宅火災における死者数の推移(放火自殺者等を除く)



※数値は、項目ごとに小数点第二位を四捨五入したものです。

地方公共団体における環境マネジメントの推進方策に関する検討会の報告

予防課

消防庁では、消防機関及び地方公共団体が環境に配慮した循環型社会の構築に取り組む際の環境マネジメントシステムなどの活用について、総務省自治行政局と共同で検討を進めてきました。本検討会の報告書は、平成13年度に総務省が実施したアンケート調査等を踏まえ、環境マネジメントに関する知見の豊富な学識経験者等を中心に、幅広い観点から行われた議論を取りまとめたものです。国の環境基本計画（平成12年12月改訂）において、消防機関を含む地方公共団体は、地域の環境保全に関する基本的な計画の策定などにより、自らの施策を総合的かつ計画的に進めるとともに、地域の環境保全に関して主要な推進者としての役割及び地域の取り組みの調整者としての役割が求められており、環境マネジメントシステムなどの手法の活用が期待されています。しかしながら、取り組みが始まったばかりということから、環境マネジメントシステムの導入を図る消防機関及び地方公共団体は少数にとどまっている状況にあり、環境に配慮した施策の展開をより実効性のあるものとするためにも、本検討会の報告書を参考として、環境マネジメントシステムの活用に、積極的に取り組むことが望まれています。

● 環境マネジメントシステムについて

1) 循環型社会の構築に向けての地方公共団体の役割と責務

持続可能な循環型社会の構築に向けて、行政・市民・NGO/NPO・事業者等の各主体は、自主的・積極的な環境配慮の取り組みを実施するとともに、各主体間のパートナーシップによる連携・協働を図っていく必要があります。

また、各地方公共団体は、それぞれの地域において最大の事業者の一つでもあることから、事業者及び消費者として、自らの事業活動に伴う環境への負荷を削減していくことが、持続可能な循環型社会の構築に向けて必要不可欠であると言えます。

2) 環境マネジメントシステムの構築・運用の必要性和その留意点

国の環境基本計画における考え方も踏まえ、地方公共団体が、地域の安心・安全を含めた総合的な環境への取り組みを行っていく際の有効なツールの一つとして、さらには計画の策定／実施／管理／評価／見直しのためのツールとして、外部機関等の審査を伴う環境マネジメントシステムを構築・運用し、活用することが必要であると考えられます。

さらに、環境施策を効果的に推進し、その進捗を管理し、成果を評価する上でも、手続的手法として、例えば、ISO14001規格等は環境マネジメントシステムの構築・運用に有効と考えられます。

なお、環境マネジメントシステムは、組織が環境問題に効果的・効率的に取り組むための仕組みで、組織全体のマネジメントシステムの一部を構成するものであり、組織そのもの及びその活動（製品やサービスを含む。）

に係る経営・管理の方針や目標を定め（Plan）、その達成のために必要な資源や仕組みを用意・構築して、必要な取り組みを行い（Do）、システムの運用状況及び方針や目標の達成状況を把握・評価し（Check）、定期的にシステムを見直していく（Act）、というPDCAサイクルに基づく仕組みです。

● 所沢市消防本部の取り組みについて

環境マネジメントシステムについては、各主体が本来業務（消防の場合は、国民の生命、身体及び財産を火災から保護し、水火災又は地震等の災害の防除及び被害の軽減）を適切に実施し、より計画的・効率的な組織運営を進めていくに際して、その目標設定や継続的な改善の手法として活用することが可能です。このような観点から、所沢市消防本部（平成14年11月ISO14001規格の認証を取得済み）では、火災をはじめとする災害が環境に重大な影響を与えることを十分に認識し、火災の予防や災害による被害の軽減などの活動を通じて地球環境問題に取り組む姿勢を掲げた“消防本部環境方針”に基づき、14の環境目的、20の目標を掲げ、ISO14001規格による環境改善活動に取り組んでいます。

この中で、建物火災件数の削減（目標：焼損面積の低減等）、災害時による被害の低減（目標：自主防災組織結成支援の推進等）の環境目的を掲げていますが、特筆されるのは、消防活動による火災時の焼損面積の低減という消防の主目的が、環境マネジメントの視点からは環境負荷の軽減という明確で分かりやすい目標として示されていることです。

そしてこのことは、結果として地域の安心・安全の向上にも寄与するような取り組みとなっており、高く評価される取り組みといえます。

所沢市消防本部環境方針

【基本理念】

水と緑に恵まれた地球、私たちはその地球がもたらす自然環境を享受してきましたが、21世紀を迎えた今、地球環境の悪化は顕著となり、世界的規模で環境問題が発生しています。

私たちは地球環境の現実を直視し、豊かな自然と環境を後世に継承していかなければなりません。

そのために、所沢市消防本部では、火災をはじめとする災害が環境に重大な影響を与えることを十分に認識し、火災の予防や災害による被害の軽減など、市民が安心して暮らせる「安全都市の実現」を目指して実施する施策、活動を通じて、自然環境の保全や地球温暖化の防止、オゾン層の保護など、地球環境問題の解決に向けて職員が一人となって取り組んでいきます。

【基本方針】

- 1 事務及び事業活動を環境配慮型にすると共に、消防職員としての責務を自覚し、計画的・効率的に消防行政を運営します。
- 2 組織の運営体制を整備し、環境マネジメントシステムを継続的に改善します。
- 3 環境関連法令を遵守し、環境汚染の予防に努めます。
- 4 省エネルギーや省資源、廃棄物の減量・再資源化に取組み、循環型社会の構築に貢献します。
- 5 環境目的及び環境目標を定め、定期的に見直します。
- 6 全職員が環境方針を理解し、方針に沿った活動が継続的に実践できるよう、環境研修を実施します。
- 7 環境方針は内外に公表し、誰もが入手できるようにします。



北海道 旭川市消防本部
消防長 兼 松 輝 義

鮮やかな四季、北国の粹 “あさひかわ”

私たちのまち旭川市は、北海道のほぼ中央部、大雪山系を源流とする河川が貫流する上川盆地に位置し、雄大な大雪山連峰と悠々たる石狩川の恵みのもと、先人の英知と情熱を礎に、札幌に次ぐ北海道第二の都市として発展を続けています。

全国初の恒久的歩行者専用道路とした「平和通買物公園」や、大雪山連峰を背景に悠然と影を映す「旭橋」は、北海道の三大名橋の一つとされ、その姿は旭川市のシンボルであり、心のふるさとです。平成12年に中核市の指定を受け、人口は約36万900人、国内最北端の動物園があることで知られています。



旭川八景の旭橋

「安心都市」の実現を目指して

世界中でテロが相次ぐ世相の中、複雑多様化する災害に備えるためにも、臨機応変に対応できる総合的な消防・防災体制を構築していかなければなりません。

そこで、消防車両や各種装備の近代化、救急救助体制の高度化等、消防力の近代化や充実を図るとともに、本市が目指す「安心都市」の実現のため、自主防災組織の育成や災害弱者等支援事業を展開しています。

さらに、防災上の必要・不可欠な都市機能として、旭川地域における災害対応拠点施設を整備し、大規模災害に備えた危機管理を行い、平常時には施設がもつ様々な機能と消防職員のマンパワーを活用して24時間365日稼働の災害弱者等支援機能を構築するなど、市民の暮らしの安全や安心を確保することを目的に、平成20年供用開始に向け「総合防災センター（安心センター）」の建設計画を進めています。

(1) 破壊工作車の導入

旭川消防始まって以来の消火活動中の殉職事故を教訓とし、火災防ぎょ活動における隊員の安全確保並びに災害による被害の軽減を図るため、破壊と同時にバケット先端に装備したノズルによる放水も可能な「破壊工作車(ありま号)」を導入しました。



破壊工作車「ありま号」

(2) 災害弱者等支援事業

「安全で安心して暮らせるまちづくり」を目指し、災害弱者等支援事業として平成2年から火災・救急を自動通報する緊急通報システム「**ホットライン119**」を導入し、これまでに約4,800世帯に設置しています。



ホットライン119

また、第二弾として、平成13年度には高齢者宅を訪問し、防火点検と併せて様々な相談を行う「**ほのほのサービス**」を開始、さらに、昨年度からは、ノートパソコンと血圧・脈拍・体温測定機器等を高齢者宅に携行、測定したデータを消防本部のセンターに伝送し、保健師と対象者がモニター画面で健康相談等を行う「**あんしん訪問**」を実施しています。



ほのほのサービス



あんしん訪問

今後は、地域に密着した消防団員や防火クラブ員・自主防災組織の方々等を中心とした市民の協力を得て、この事業を推進していきたいと考えています。

(3) 地下水を利用した防災井戸

阪神・淡路大震災を教訓とし、平成7年から町内会を中心に、自主防災組織を結成するとともに「**地下水を利用した防災井戸**」を設置し、消火用ポンプ・防災資機材を整備しています。その数は、平成16年4月現在で、自主防災組織118団体、防災井戸720本、防災資機材118式となっています。



自主防災組織

おわりに

市民の一番近くにあり、信頼され期待され、そして24時間365日稼働で、本市組織中抜群の機動力を有するポテンシャルの最も高い消防こそが地域行政を担うべきであると、私は固く信じています。

自動販売機(清涼飲料水)に住所ラベルを貼付

福岡市消防局

増え続ける携帯電話からの119番通報における通報場所特定の対策として、清涼飲料水メーカーの協力を得て、市内全域の屋外に設置している清涼飲料水自動販売機に住所を記入したステッカーを貼付しました。

すでに実際の通報において、指令センター員の「近くに赤いボックスの自動販売機はありませんか？」との問いかけに、「あっ、あります。場所が分かりました。」と活用された例もあり、携帯電話からの119番通報における通報場所特定がより迅速となり消防隊や救急隊の現場到着時間が短縮できるものと期待しています。



住所ラベルの貼付状況

コイン投入口の下に貼付

陸空の連携「林野火災防ぎょ訓練」実施

中濃消防組合消防本部

中濃消防組合では、2月25日に林野火災防ぎょ訓練を岐阜県防災航空隊と合同で実施しました。

山林付近の工事現場から出火した林野火災が、異常乾燥と強風に煽られ急激に延焼拡大し大規模化するという訓練想定で、情報収集・指揮命令系統の確立、防火線の設定、防災ヘリとの連携と支援活動、関係機関との連絡調整などの訓練を実施しました。

この訓練を基に大規模火災への対応能力のさらなる向上を図りたいと考えています。



消防隊による延焼防止と防災ヘリによる空中消火

消防通信 望楼 ぼうろう

コミュニティ放送を通じて

守口市門真市消防組合消防本部

2月27日に女性救急救命士が、コミュニティ放送局のスタジオに向き、救急活動の経験談を通じて、救急車の適正な利用や救命講習の必要性を市民に呼びかけました。

守口市門真市消防組合では、平成7年8月から(株)エフエムもりぐちと連携して、24時間体制で火災や地震発生等の防災情報をいち早く市民に情報提供をするシステムを導入しており、また、日常は、電波を通じて広く市民に対する防災意識の啓発に活用しています。



出演中の2名の女性救急救命士

この春、「ボーサイ君」も高校生

揖南消防事務組合消防本部

帽子をかぶったサイ、名づけて「ボーサイ君」が産声を上げて、早や15年！この名前には、防災安全の願いが込められています。生みの親は管内の女流画家で、子供達の心に一番届きやすい姿は…と誕生したのが、ピンク色の子サイでした。3年後にはガールフレンドのサイコちゃんもでき、ますます地域で愛される存在に！

今春の火災予防運動行事でも、愛嬌たっぷりのしぐさは買い物客の人気者。これからも安全・安心の使者としての活躍が期待されます。



ピンク色のかわいい姿は どこへ行っても人気者！

消防通信／望楼では消防本部、消防団からの投稿を随時受け付けています。

コラム

C O L U M N

2004

消防庁研修生実務研修(在日米軍横須賀基地内、消防隊)

総務省消防庁では毎年、消防本部等から派遣されている実務研修生による研修の一環として、先進的な消防本部等の視察を実施しているところです。今回は(3月12日)特別に消防庁幹部及び実務研修生、計48名により、在日米軍横須賀基地内「在日米軍司令部地域統合消防隊」の視察を行い、施設装備等の見学や、基地内消防隊員との意見交換を実施してきました。

同消防隊は、在日米海軍司令部所属の横須賀、厚木、横浜、佐世保、八戸、沖縄(一部)の各米海軍基地、そしてインド洋のディエゴガルシア島を統括範囲としており、総隊員数587名、所有消防車両数51台で任務にあたっておられます。

基地に配備されている資機材等は最新式のものが多く、中でもアロハシステムと呼ばれるシステムは、化学物質等の漏えい時、パソコンに漏えい物質や地域などのデータを入力することにより、風速と化学物質の比重などから該当地域における物質の拡散状況が把握できるというもので、これにより住民の早期の避難誘導が可能になります。

その他、通常の空気呼吸器より活動時間が長く、

火災現場でも使用が可能な酸素発生型循環式呼吸器など、多くの資機材を見ることができました。

また、予防面で特に感心し興味をひいたのは、防火教育についてのユニークな取り組みでした。

彼らは防火教育の中に「遊び」を十分に取り入れ、子供たちが普段から自然に防火知識に親しむ工夫をしていました。例えばスパーキーというアメリカでは大変人気のあるキャラクターが、服に火が付いたときの対処法として、Stop(止まれ)、Drop(倒れろ)、and Roll(転がれ)と遊びながら教えるのです。Stop-火の勢いを止め、Drop-倒れることにより接地面を増やし、Roll-転がることで消火する、ということだそうです。スパーキーが「服に火が付いたらどうするの」と聞くと、子供たちはその場に倒れこみ、自分で床を転がり、楽しんで消火の技を演じてみせるといいます。

米側からも、日本での防火教育や現場活動についての質問が多くあり、同じ危機管理に携わる者同士、互いに深く学ぶことができた有意義な研修となりました。



消防車両(一部)



室内での研修(意見交換等)



Stop、Drop、and Roll



研修参加者と米側講師

危険物安全週間

危険物保安室

1 目的

石油類をはじめとする危険物は、一般家庭、事業所等において幅広く利用され、国民生活に深く浸透しており、その安全確保の重要性は益々増大しています。

一方、これらの危険物は、貯蔵又は取扱いを誤ると、引火性や爆発性等の高い火災危険性を有しており、多くの生命や財産を一瞬にして奪ってしまう危険なものであることから、その貯蔵又は取扱いに当たっては細心の注意をもって臨み、安全確保に努めなければなりません。

こうした中、危険物施設の事故は近年増加傾向で推移しており、昨年度においては、企業関連施設における大規模な火災事故等が続発しており、今後、危険物施設関係者の企業防災等に対する保安意識の確立について、広く呼びかけて行くことが一層重要になっています。

これらのことから、消防庁では、毎年6月の第2週を「危険物安全週間」とし、危険物関係事業所に対して保安の確保を呼びかけるとともに、広く国民の方々に対して危険物に対する理解を深めていただくよう努めています。

2 期間

平成16年6月6日(日)から6月12日(土)まで

3 実施団体

消防庁、都道府県、市町村、全国消防長会、(財)全国危険物安全協会、危険物関係諸団体

4 実施方針

国、都道府県、市町村、(財)全国危険物安全協会(各都道府県危険物安全協会連合会、各地区危険物安全協会)、その他関係団体の緊密な協力により、危険物の保安に関する広報等を行うとともに、危険物安全週間の趣旨に沿って各地域で行事を実施します。

(1) 実施の重点

- ア 危険物施設における保安体制の整備促進
 - (ア) 立入検査の集中的・重点的实施及び危険要因の把握に基づく自主保安体制の推進強化

- (イ) ヒューマンエラーを防止するための保安体制の構築
- (ウ) 危険物施設の腐食劣化による事故防止対策の確立
- (エ) 平成16年度危険物事故防止アクションプランの重点項目に沿った事故防止対策の徹底

イ 危険物に関する知識の啓発普及

- (ア) 危険物安全週間の趣旨の徹底
- (イ) 講演会、研修会等の開催
- (ウ) 危険物取扱者への指導

ウ 危険物保安功労者及び優良危険物関係事業所等の表彰

(2) 実施する行事等

- ア 講演会、研修会等の開催
- イ 危険物の安全に関する標語等の募集
- ウ 新聞、テレビ、ラジオ、雑誌、広報紙等を通じた危険物の保安確保の重要性に関する広報、啓発活動の実施
- エ 危険物についてのパンフレット等の配布
- オ 全国の消防機関による危険物関係事業所等に対する査察の実施
- カ 危険物関係事業所等の自衛消防組織等による消防訓練の実施
- キ 危険物保安功労者の表彰
- ク 優良危険物関係事業所の表彰
- ケ その他

5 危険物安全推進標語

「危険物 ゆるむ心の 帯しめて」

6 危険物安全週間推進ポスターモデル

谷 亮子さん(女子柔道)

この「危険物安全週間」を通じて、危険物の貯蔵又は取扱いに従事する方々をはじめ、広く国民の皆様の危険物に対する理解を深め、事故のない、安全で豊かな社会を築いて行くこととしています。

住宅防火対策の推進《住宅用防災機器の設置・防災品の普及促進》

防火安全室

新たな住宅防火対策の考え方（法制度化の導入）

平成14年中の火災による死者（放火自殺者等を除く）の実態をみると、建物火災における死者（1,129人）の約9割が住宅火災による死者（992人）であり、そのうち65歳以上の高齢者の死者（525人）が半数以上を占めています。また、平成15年中の住宅火災による死者数（概数）が1,070人（前年比+78人・7.9%増）と急増し、今後も高齢化が進展することから、住宅火災による死者がさらに増えることが懸念されます。

今般、消防庁においては平成15年12月の消防審議会における答申等を踏まえ、住宅における住宅用防災機器の設置義務化等を内容とする、消防法及び石油コンビナート等災害防止法の一部を改正する法律案を第159国会に提出しています。

住宅用防災機器の設置や防災品の使用が効果的

住宅火災による死者の約42%が22時から6時（421人）の就寝時間帯に発生しており、また死に至った経過をみると、逃げ遅れ者（687人）が約7割を占めています。高齢者等を中心とした死者の発生を防止するためには、火災を未然に防止し、早期に発見でき、初期の段階で消火することのできる住宅用防災機器の設置や火災の拡大を防止できる防災品の普及促進が非常に効果的です。そこで、火災の早期発見、出火防止、初期消火、延焼防止の対策に適應する住宅用防災機器や防災品についてまとめてみました。

■ 火災を早く知る！

火災を早期に発見できる住宅用防災機器として、煙や熱を自動的に感知して警報音で知らせる住宅用火災警報器があります。火災に早く気付くことは、避難や消防機関に通報したり、初期消火や近所への助けを求めるといった行動が迅速にできます。このようなことから、住宅用火災警報器の設置は、住宅火災による死者の大幅な低減に大きく寄与するものと考えられます。また、ガス漏れ警報器等と一体となったものや自動火災報知設備もあります。

■ 火災を出さない！

火気を使用する器具からの火災は、ほとんどが取扱いの不適や不注意によるものですが、こんろによる火災では、出火原因の約7割が「消し忘れ」によるものであり、また、ストーブによる火災では、出火原因の3割以上が「可燃物の接触・落下」によるもので占められています。近年は、技術の向上により出火防止のため様々な安全装置の付いた暖房器具、調理器具等が普及しており、これらの器具を利用することは出火防止に極めて有効です。

■ 火災を早く消す！

火災による被害を最小限にするために、火災を初期段

階で消火する消火器は、もっとも身近な消火機器です。住宅にふさわしい消火器としては、軽量で操作が簡単な「住宅用消火器」があります。また、比較的体力のない高齢者等にも効果的に扱える「エアゾール式簡易消火具」もあります。

その他、居間のカーテン火災やストーブ火災に有効な住宅用スプリンクラー設備やこんろ火災等に有効な住宅用自動消火装置などの住宅用の消火機器があります。これらの機器は、火災が発生すると自動的に消火を行うことから、操作の必要もなく、特に、高齢者、身体障害者等の災害時要援護者の居住する家庭に設置することを薦めます。

■ 火災を拡大させない！

死者の発生した住宅火災の着火物をみると、「ふとん類」（181人）、次いで「衣類」（79人）となっていることから、寝具類や衣類、カーテン、じゅうたんなどに防災性能を有するものを使用することで、火災の拡大を防ぐことができます。また、車のボディカバーなどに防災品を使用することは、放火火災の防止にもつながります。

※住宅火災から命を守るため、ここで紹介した住宅用防災機器や防災品を積極的に設置、使用してください。また、「住宅用防災機器を設置しているから、防災品を使用しているのだから大丈夫」と安心せず、日頃の住宅防火対策の心がけをおろそかにしないようにしましょう。

<住宅用防災機器等の設置例>



災害時要援護者対策の推進

防災課

「災害時要援護者」とは、災害に対処するにあたって何らかの障害を持つことにより援護を必要とする人々を意味し、次のように、定義されます。また「災害弱者」と呼ばれることもあります。

- ・ 自分の身に危険が差し迫った場合、それを察知する能力が無い、または困難な者。
- ・ 自分の身に危険が差し迫った場合、それを察知しても適切な行動をとることができない、または困難な者。
- ・ 危険を知らせる情報を受け取ることができない、または困難な者。
- ・ 危険を知らせる情報を受け取ることができても、それに対して適切な行動をとることができない、または困難な者。

具体的には「心身障害者」や「傷病者」を始め、体力的に衰えのある「高齢者」、また「乳幼児」や日本語の理解が十分でない「外国人」、さらに一時的なハンディキャップを負う者として「妊産婦」や該当地域の地理に疎い「旅行者」などが考えられます。

長期にわたる避難生活が続くと、視覚・聴覚・肢体が不自由な方、外国人等、災害対応に障害を持つ人それぞれに、個別の多様なニーズが現れます。

このような災害時要援護者に対する対策は、既に各地方公共団体等において、様々な取り組みや検討がなされているところであり、以下、その一例を紹介します。

- ・ 高齢者の方々へボタンひとつで通報することができる装置の配布
- ・ 社会福祉協議会、警察署、消防署の三者が協力して、高齢者対策を実施する組織の発足
- ・ ホームヘルパー、保健婦等が高齢者宅を訪問し、住宅防火指導を実施する住宅防火協力員制度の創設
- ・ 視覚障害者宅への情報伝達用ファクシミリの貸与

- ・ 視覚障害者世帯への声の防災の手引き（カセットテープ）の配布
- ・ 外国語の防災啓発用パンフレットの作成
- ・ 案内板等の外国語表示
- ・ 災害時に使う外国人のための対応マニュアルの作成
- ・ 公共施設等のバリアフリー化

災害時要援護者の防災対策については、地方公共団体とコミュニティが一体となって、きめ細かな配慮することが重要です。

全国の多くの地域には、「自分たちの地域は自分たちで守ろう」という連帯意識に基づき結成された自主防災組織やボランティア団体の方々が大勢おられます。効果的な災害時要援護者対策を推進するため、日常的に地域に密着し、詳細な情報を共有し、組織的な行動がとれる体制を有しているこれらの団体と行政が互いに連携・活動することに、大きな期待がかけられています。そして、これらの活動は地域の理解と協力があってこそ、最大限の効果が発揮できます。

高齢者や障害を持つ人々を始めとする災害時要援護者を災害から守っていくためには、地域住民一人ひとりの日頃からの心がけと災害時の冷静かつ適切な行動が必要です。このためにも、住民の皆様には、それぞれの地域で実施される防災訓練や講習会等に積極的に参加していただき、防災知識や技術の習得、避難場所や経路の確認に努めるとともに、災害時に手助けの必要な人が近所にどれだけいるのか、またそうした人たちに自分はどんな支援ができるのか、一度考えてみていただきたいと思います。



携帯電話を用いた119番通報の直接受信方式への移行

防災情報室

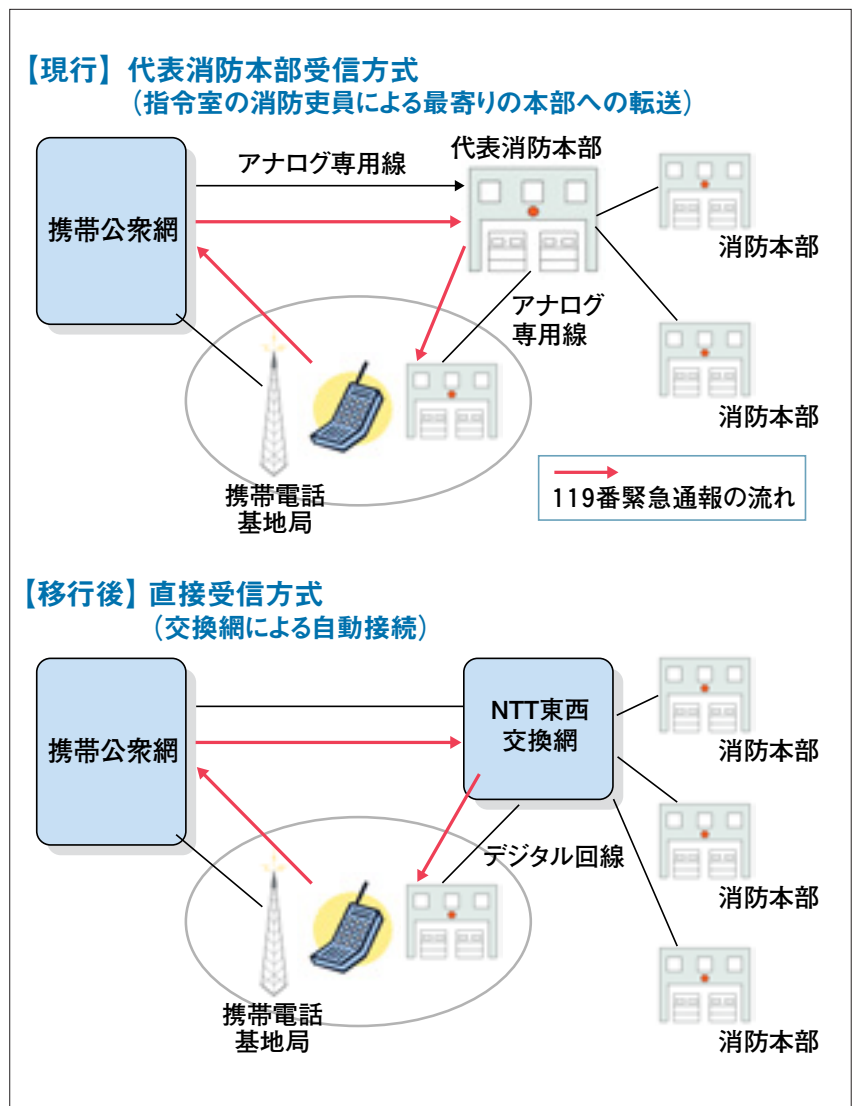
携帯電話等からの119番通報への対応については、平成9年10月より代表消防本部受信方式（全国で約220の代表消防本部が受信し、発信地を管轄する近接の消防本部（全国で約670本部）へ転送する。）を導入し運用を行ってきたところです。

しかしながら、携帯電話等の契約数が8,500万台（平成15年12月末現在）を超え、119番通報総件数に占める携帯電話等からの通報件数の割合も年々増加し2割に至る状況です。それにより、管轄外からの通報に係る受付・転送のための時間の遅延、代表消防本部における受付・転送業務の事務負担の増加等、様々な問題が発生しています。

今後、より一層携帯電話からの119番通報件数の増加が予測されることから、転送を少なくして対応の迅速化を図るため、発信地を管轄する消防本部に直接接続するシステム（直接受信方式）の導入の必要性が高まっていました。そこで、消防庁は、NTT東西、携帯電話事業者、消防関係機関の委員からなる「平成15年度携帯電話等を用いた119番通報のあり方に関する研究懇談会（委員長 早稲田大学大学院 松本充司教授）」を開催し、この懇談会において直接受信方式への移行方式が取りまとめられました。

導入が決定された直接受信方式は、NTT東西の高度化された緊急通報用のデジタル回線を利用して、発信地を管轄する消防本部へ直接119番通報を接続し、携帯電話番号の強制取得などの機能も可能となっています。また、電波の特性から管轄外の消防本部に接続された場合においても、適切に転送できる機能を備えています。

直接受信方式への移行は、都道府県の単位を基本として、平成17年度から順次開始することになっています。現在、NTT東西、携帯電話事業者、消防関係機関等からなる作業部会を消防庁に設け、移行を円滑に行うために必要な詳細手順を調整しており、5月中に結果を関係機関へ通知する予定です。短期間で移行が完了するように、都道府県および市町村消防本部等の関係機関に対して、早急な移行体制の構築をお願いしているところです。



地震時における災害救援ボランティアセンターの 救援活動と教訓に基づく取り組み

災害発生時のボランティア活動は、被災地における様々なニーズに対応した柔軟できめ細かい対策を講じる上で重要な役割を担っています。とりわけ阪神・淡路大震災以降、多数のボランティアが被災地に駆けつけ、救出・救援、救援物資仕分・輸送、避難生活支援等の活動が活発に行われるようになりました。

消防庁では、効率的・効果的な災害時のボランティア活動を支援する多様な施策を推進していますが、平成13年5月には、災害ボランティア団体の組織概要や活動内容等をデータベース化し、地方公共団体とボランティア団体の連携を進めるための「災害ボランティア・データバンク」をホームページで立ち上げ、さらに平成15年6月には、登録団体や登録情報の拡充に対応してリニューアル化を図りました。また、同年11月には「災害時のボランティア・コーディネーター支援システム検討会」（委員長＝林 春男 京都大学防災研究所教授）も立ち上げ、災害時における被災者からの支援要請とボランティアの調整を担う、ボランティア・コーディネーターを支援するためのシステムの検討を進めました。

このような中、平成15年7月に1日3回連続して発生した宮城県北部を震源とする地震の翌日に、「南郷町災害救援ボランティアセンター」が立ち上げられ、活動を開始しました。同センターは、NPO法人・みやぎ災害救援ボランティアセンター、社会福祉法人・南郷町社会福祉協議会及び県内外から駆けつけたボランティアなどで構成されたもので、今回は宮城県北部地震時における災害救援活動及び教訓から学んだ取り組みをご紹介します。

●宮城県北部を震源とする地震時における救援活動

- ① 特定マークのシールを胸に貼って活動（他のボランティア団体や、後でお金を請求したりする“偽ボランティア”と区別するため）
- ② 被災者にチラシを配り、救援のニーズを募集
- ③ ニーズを点検整理し、住宅地図に依頼者宅を記入しボランティアの人数・資材・リーダーを決定
- ④ ニーズ毎に募集したボランティアのグループを作り、必要資材を持って依頼者宅に行き救援ボランティア活動を実施

動を実施

当初、被災者の方は、これまでボランティア活動を受け入れた経験がなく、また見ず知らずの人が無料で仕事をしてくれること自体信じられず、呼びかけても半信半疑の人が多かったのですが、同センターの地道な活動が実を結び、救援活動が被災地に浸透してニーズも出るようになりました。同センターの役割は、コーディネーターとして、依頼者が満足しボランティアも活動しやすい環境作りだったのです。

この災害救援活動の教訓は、次のようなものでした。

●災害救援活動の教訓

- ① どんなに立派な「活動マニュアル」を作っても、災害時の混乱している中では、あまり役に立たない。
- ② 急に集合した人たちで集団を作り組織を運営し、突然集まってくるボランティアを動かしていくには、日頃から災害を想定した準備をしておくことが大切。
- ③ 組織を運営していく実践的書式・様式を数多く準備し、訓練しておくことが必要。

NPO法人・みやぎ災害救援ボランティアセンター運営委員長の佐藤年男氏は、以上のことを教訓に、「実践的書式・様式を完成させ、訓練を積み重ね人材を育成していきたい」と意欲を述べています。



宮城県北部を震源とする地震時における
災害救援ボランティアセンターの救援活動

（近代消防社 編）

3月の主な通知

発番号	日付	あて先	発信者	標 題
消防危第26号	平成16年3月3日	都道府県消防主管部長	消防庁危険物保安室長	エタノール3%含有ガソリン（E3）を取り扱う給油取扱所に関する運用上の指針について
消防危第29号	平成16年3月4日	都道府県消防主管部長	消防庁危険物保安室長	危険物事故防止・アクションプランの推進に関する地方連携について
消防安第31号	平成16年3月5日	各都道府県消防防災主管部長	消防庁防火安全室長	小規模ビル避難等訓練マニュアルについて
消防危第28号	平成16年3月9日	各都道府県知事	消防庁長官	平成16年度「危険物安全週間」の実施について
消防救第42号	平成16年3月9日	各都道府県消防防災主管部長	消防庁救急救助課長	「高速自動車国道等における救急業務に関する覚書」に基づく平成16年度救急支弁額算定に必要な数値について
消防危第33号	平成16年3月18日	各都道府県消防主管部長	消防庁危険物保安室長	地下貯蔵タンク等及び移動貯蔵タンクの漏れの点検に係る運用上の指針について
消防災第50号 消防救第52号	平成16年3月19日	各都道府県緊急テロ対策担当部長	消防庁防災課長 消防庁救急救助課長	テロ災害対策の再確認及び徹底について
消防予第47号	平成16年3月22日	各都道府県消防主管部長	消防庁予防課長	消防法施行規則の一部を改正する省令附則第5条の規定に基づく同条の方法の取扱いについて
消防危第35号	平成16年3月23日	各都道府県消防主管部長	消防庁危険物保安室長	移動タンク貯蔵所の技術上の基準等（IMDGコード型タンクローリー車、運転要員の確保関係）に係る運用について
消防救第55号	平成16年3月23日	各都道府県消防防災主管部長	消防庁救急救助課長	救急救命士の気管内チューブによる気道確保の実施について
消防救第56号	平成16年3月23日	各救急救命士養成所長	消防庁救急救助課長	救急救命士学校養成所指定規則の一部を改正する省令の施行等について
消防救第57号	平成16年3月23日	各都道府県消防防災主管部長	消防庁救急救助課長	救急救命士の気管内チューブによる気道確保の実施のための病院実習等について
消防救第58号 医政指発第0323071号	平成16年3月23日	各都道府県消防防災主管部長 衛生主管部長	消防庁救急救助課長 厚生労働省医政局指導課長	救急救命士の気管内チューブによる気道確保の実施に係るメディカルコントロール体制の充実強化について
消防震第16号	平成16年3月24日	各都道府県消防防災主管部長	消防庁震災等応急室長	緊急消防援助隊として活動する人員の属する都道府県又は市町村に無償使用させる消防用の国有財産及び国有物品の取扱いに関する省令の施行について
消防安第43号	平成16年3月26日	各都道府県消防防災主管部長	消防庁防火安全室長	新築の工事中の建築物等に係る防火管理及び防火管理者の業務の外部委託等に係る運用について
消防震第19号	平成16年3月26日	各都道府県知事	消防庁長官	緊急消防援助隊運用要綱等について
消防震第20号	平成16年3月26日	各都道府県消防防災主管部長	消防庁震災等応急室長	緊急消防援助隊運用要綱に係る留意点について
消防予第49号 消防安第42号 消防救第60号	平成16年3月26日	各都道府県消防主管部長	消防庁予防課長 消防庁防火安全室長 消防庁救急救助課長	消防法施行規則の一部を改正する省令の施行について
消防危第38号	平成16年3月26日	各都道府県消防主管部長	消防庁危険物保安室長	平成16年度「危険物安全週間」実施の取扱いについて
消防危第40号	平成16年3月26日	各都道府県知事	消防庁次長	危険物の規制に関する政令等の一部改正について
消防安第44号	平成16年3月29日	各都道府県消防防災主管部長	消防庁防火安全室長	甲種防火管理再講習の指導要領について
消防安第45号	平成16年3月29日	各都道府県消防防災主管部長	消防庁防火安全室長	防火管理講習指導要領の全部改正について
消防予第51号	平成16年3月30日	各都道府県消防主管部長	消防庁予防課長	放火対策検討会（中間報告書）の配布について
消防災第56号	平成16年3月31日	各都道府県消防防災主管部長	消防庁防災課長	東南海・南海地震防災対策計画及び東南海・南海地震防災規程作成の手引について
消防安第50号 消防危第41号 消防災第57号 消防特第49号	平成16年3月31日	各都道府県消防防災主管部長	消防庁防火安全室長 消防庁危険物保安室長 消防庁防災課長 消防庁特殊災害室長	東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づく東南海・南海地震防災対策計画の作成について
消防災第59号	平成16年3月31日	各都道府県消防防災主管部長	消防庁防災課長	東南海・南海地震防災対策推進計画の作成について
消防予第53号	平成16年3月31日	各都道府県消防主管部長	消防庁予防課長	連続放火火災発生時の調査の継続実施について
消防危第42号	平成16年3月31日	各都道府県消防主管部長	消防庁危険物保安室長	特定屋外貯蔵タンクの腐食量に係る管理等の状況の運用について

消防庁人事

平成16年 3月31日付

氏名	新	旧
藤田 萬豊	出向(総務省大臣官房付へ)	防災課震災等応急室長
古本 顕光	出向(総務省大臣官房秘書課課長補佐へ)	総務課主幹・総務課会計監査専門官事務取扱
松下 博美	退職(救急振興財団事務局総務部参事(兼)総務課長へ)	消防課理事官
山田 裕之	退職(横浜市消防局予防部査察課査察係長へ)	消防課職員第一係長 併任 消防課職員第二係長 併任 消防課教養係長
妻鳥 浩明	退職(日本消防検定協会試験部警報設備試験課主幹へ)	予防課規格係長 併任 予防課国際規格係長
鳥枝 浩彰	退職(札幌市消防局総務部消防学校教務課へ)	予防課
澤熊 輝力	退職(京都市消防局総務部庶務課主任へ)	予防課防火安全室
新行内 俊男	退職(東京消防庁本郷消防署副署長へ)	予防課危険物保安室課長補佐
渡辺 剛英	退職(仙台市消防局警防部予防課長へ)	予防課危険物保安室課長補佐 併任 防災課特殊災害室課長補佐
橋本 仁司	退職(大阪市消防局旭消防署救助司令へ)	予防課危険物保安室危険物判定係長
長田 喜裕	退職(大阪府総務部危機管理室危機管理課主査へ)	防災課防災企画係長
山口 篤行	出向(総務省大臣官房秘書課主査へ)	防災課防災情報室情報管理係長
庄慶 浩一	退職(兵庫県企画管理部防災局防災企画課防災第二係長へ)	防災課震災等応急室課長補佐
塩谷 映雄	退職(神奈川県防災局工業保安課技幹(コンビナート担当)へ)	防災課特殊災害室課長補佐
山下 亨	退職(救急振興財団東京研修所総務部参事(兼)総務課長へ)	消防大学校庶務課長
安藤 博昭	長官付 出向(総務省大臣官房付へ)	独立行政法人消防研究所総務課長
三浦 宏	総務課主査 退職(千葉市消防局予防部予防課主幹兼予防部指導課主幹へ)	独立行政法人消防研究所研究企画部開発支援係長
田村 裕之	総務課課長補佐 退職(東京消防庁消防科学研究所第三研究室長へ)	独立行政法人消防研究所基盤研究部主任研究官

平成16年 4月1日付

氏名	新	旧
佐野 忠史	命 総務課国民保護準備室長事務取扱	総務課長
務 臺 俊介	出向(総務省自治財政局調整課長へ)	防災課長
下河内 司	防災課長	総務省大臣官房付
平嶋 彰英	長官付 併任 総務課国民保護準備室国民保護企画専門官	総務省自治行政局自治政策課国際室長
吉村 修	長官付 併任 総務課国民保護準備室国民保護運用専門官	東京消防庁指導広報部生活安全課長
重松 秀行	防災課震災等応急室長	総務省大臣官房付
岸野 誠一	長官付 出向(独立行政法人消防研究所総務課長へ)	総務省大臣官房付
佐藤 敏行	長官付 出向(厚生労働省九州厚生局医事課長へ)	福岡県総務部副理事
白石 暢彦	総務課課長補佐 出向(内閣官房副長官補付参事官補佐へ)	大阪市消防局予防部査察担当課長
清田 義知	総務課主幹・総務課会計監査専門官事務取扱	消防課主幹
早川 和一	総務課主査 出向(独立行政法人消防研究所総務課主幹へ)	総務省大臣官房秘書課主査
平 啓 正俊	出向(総務省自治財政局公営企業課計画係長へ)	総務課総務係長
古川 広紀	総務課総務係長	総務省自治財政局公営企業課公営企業経営企画室交通事業係長
尾崎 俊之	防災課震災等応急室応急対策係長	総務課企画係長
中越 康友	総務課企画係長	防災課震災等応急室広域応援係長
山澤 謙一	出向(総務省自治税務局企画課企画係長へ)	総務課広報係長
向山 秀昭	総務課広報係長	総務省大臣官房秘書課主査
池田 隆雄	出向(総務省自治行政局公務員部公務員課公務員第一係長へ)	総務課会計第一係長 併任 総務課会計第二係長
原 尻 賢司	総務課会計第一係長 併任 総務課会計第二係長	総務省大臣官房会計課監査企画係長
児山 文一	救急救助課国際緊急援助係長	総務課表彰係長
笠井 健司	総務課表彰係長	救急救助課国際緊急援助係長
関 祐介	出向(総務省自治財政局調整課企画係長へ)	総務課
長内 秀樹	総務課	総務省大臣官房秘書課
魚路 和寿	出向(総務省自治財政局公営企業課へ)	総務課
福田 結貴	総務課	総務省自治財政局公営企業課
齋藤 健一	併任解除	総務課 併任 救急救助課
吉村 顕	併任 総務課	総務省大臣官房秘書課
安藤 陽	出向(総務省自治行政局公務員部公務員課へ)	総務課
石川 裕一	出向(総務省自治行政局地域振興課へ)	総務課
広富 将司	出向(総務省自治行政局選挙部管理課へ)	総務課
宮野 義幸	出向(総務省自治財政局財務調査課へ)	総務課
佐藤 一道	総務課	総務省大臣官房秘書課
西崎 吏	総務課	総務省大臣官房秘書課
松崎 亮太	総務課	総務省大臣官房秘書課

氏名	新	旧
山口 最 丈	総務課課長補佐 併任 総務課国民保護準備室室長補佐	総務省大臣官房秘書課課長補佐
稲原 浩	総務課課長補佐 併任 総務課国民保護準備室室長補佐	防災課課長補佐
佐藤 建 五	総務課課長補佐 併任 総務課国民保護準備室室長補佐	予防課課長補佐 併任 予防課危険物保安室課長補佐 併任 防災課課長補佐
松田 満	総務課主査 併任 総務課国民保護準備室主査	総務省自治行政局公務員部公務員課公務員第一係長
宮脇 浩 史	総務課主査 併任 総務課国民保護準備室主査	防災課主査
森中 高 史	総務課 併任 総務課国民保護準備室	救急救助課 併任 防災課
安藤 真 之	総務課 併任 総務課国民保護準備室	
福留 早 巳	消防課課長補佐	総務省大臣官房秘書課課長補佐
加藤 主 税	出向 (総務省自治税務局固定資産税課審査訴訟専門官 併任 固定資産税課資産評価室課長補佐へ)	消防課課長補佐
重徳 和 彦	消防課課長補佐	防災課災害対策官 併任 防災課課長補佐 併任 防災課防災情報室課長補佐 併任 防災課震災等応急室課長補佐 併任 防災課特殊災害室課長補佐
篠宮 正 巳	消防課主幹	総務省自治財政局公営企業課計画係長
佐々木 功 喜	消防課職員第一係長 併任 消防課職員第二係長 併任 消防課教養係長	横浜市消防局青葉消防署嶋志田消防出張所長
後藤 友 宏	出向 (総務省大臣官房秘書課課長補佐へ)	予防課課長補佐 併任 予防課防火安全室課長補佐
杉田 憲 英	予防課課長補佐 併任 予防課防火安全室課長補佐	総務省大臣官房秘書課課長補佐
浦船 利 幸	出向 (総務省自治行政局選挙部管理課主幹へ)	予防課主幹 併任 予防課防火安全室主幹 併任 予防課危険物保安室主幹 併任 予防課行政係長事務取扱
青木 高 弘	予防課主幹 併任 予防課防火安全室主幹 併任 予防課危険物保安室主幹 併任 予防課行政係長事務取扱	総務省大臣官房秘書課主査
北野 順 也	予防課規格係長 併任 予防課国際規格係長	日本消防検定協会試験部試験技術課主幹
石川 英 寛	出向 (総務省情報通信政策局技術政策課研究推進室研究推進係長へ)	予防課 併任 予防課防火安全室
猪鼻 信 雄	予防課 併任 予防課防火安全室	総務省大臣官房秘書課
野村 亮 太	予防課	総務省大臣官房秘書課
高井 基 文	予防課防火安全室課長補佐	大阪府総務部危機管理室課長補佐
中本 敦 也	予防課防火安全室課長補佐 併任 予防課違反処理対策官 併任 予防課課長補佐	救急救助課国際協力係長・救急救助課国際協力官心得
平野 敏 行	予防課危険物保安室課長補佐	予防課防火安全室課長補佐
加藤 晃 一	予防課危険物保安室課長補佐	予防課防火安全室課長補佐 併任 予防課違反処理対策官 併任 予防課課長補佐
松浦 晃 弘	併任 予防課危険物保安室危険物判定係長	予防課危険物保安室危険物第二係長
田辺 康 彦	防災課災害対策官 併任 防災課課長補佐 併任 防災課防災情報室課長補佐 併任 防災課震災等応急室課長補佐 併任 防災課特殊災害室課長補佐	総務省大臣官房秘書課課長補佐
植田 達 志	併任 防災課震災等応急室課長補佐	防災課震災対策専門官 併任 防災課課長補佐
関 良 雄	出向 (総務省自治税務局市町村税課主幹へ)	防災課主幹 併任 防災課防災情報室主幹 併任 防災課震災等応急室主幹 併任 防災課特殊災害室主幹
菊地 芳 和	防災課主幹 併任 防災課防災情報室主幹 併任 防災課震災等応急室主幹 併任 防災課特殊災害室主幹	独立行政法人消防研究所総務課主幹
近藤 史 郎	防災課防災企画係長	防災課震災対策係長
羽田 和 雄	防災課震災対策係長	総務省情報通信政策局地域放送課高度化推進係長
信夫 秀 紀	防災課 併任 防災課震災等応急室	総務省大臣官房秘書課
渡辺 善 敬	併任 防災課	総務省大臣官房秘書課
藤村 直 貴	出向 (総務省自治行政局市町村課行政体制整備室へ)	防災課
安本 康 浩	防災課	総務省大臣官房秘書課
柿原 謙一郎	救急救助課国際協力官 併任 救急救助課課長補佐	防災課防災情報室課長補佐
小池 敦 郎	防災課防災情報室課長補佐	救急救助課課長補佐
大橋 一 朗	併任 防災課防災情報室情報管理係長	防災課防災情報室情報企画係長
千葉 周 平	防災課防災情報室	
佐野 元 康	防災課震災等応急室課長補佐	東京消防庁城東消防署 予防課長
丸山 隆 志	出向 (総務省行政評価局評価監視調査官(外務・文部科学)へ)	防災課震災等応急室応急対策係長
花海 秀 樹	防災課震災等応急室広域応援係長	仙台市消防局総務部総務課主査
吉住 智 文	防災課特殊災害室課長補佐	総務省大臣官房秘書課課長補佐
齋藤 景 子	防災課特殊災害室	消防団員等公務災害補償等共済基金災害補償課
坂本 隆 哉	救急救助課	総務省大臣官房秘書課
末石 敏 治	消防大学校庶務課長	総務省大臣官房付

広報テーマ

5 月		6 月	
①消防団活動への理解と協力の呼びかけ	消防課	① 危険物安全週間	危険物保安室
②住民に対する応急手当の普及啓発	救急救助課	② 住宅防火対策の推進《住宅用防災機器の設置・防災品の普及促進》	防火安全室
③風水害への備え	防災課	③ 災害弱者対策の推進	防災課
④津波による災害の防止	防災課	④ 携帯電話を用いた119番通報直接受信システムへの移行	防災情報室

編集発行／消防庁総務課

住 所 東京都千代田区霞が関2-1-2 (〒100-8927)
電 話 03-5253-5111
ホームページ <http://www.fdma.go.jp>

編集協力／(株)近代消防社